

資料編

大気環境の現況

1 一般環境観測局の概要

(令和4年3月31日現在)

区分	市 町	観 測 局	所 在 地	設置年度	調査機関	測 定 項 目 等
富 山 地 域	富山市	富山水橋	水橋畠等	S50	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化硫黄 (紫外線蛍光法) ・ 窒素酸化物 (オゾンを用いる化学発光法) ・ 浮遊粒子状物質 (β線吸収法) ・ 光化学オキシダント (紫外線吸収法) ・ 炭化水素 (水素炎イオン化法) ・ 微小粒子状物質 (β線吸収法) ・ 風向風速 (光パルス式) ・ テレメータ化
		富山岩瀬	蓮町	S42	市	
		富山芝園	安野屋町	H3	市	
		富山蜷川	赤田	S48	市	
		婦中速星	婦中町笹倉	S48	市	
	滑川市	滑川上島	上島	H3	県	
高岡・ 射水地域	高岡市	高岡伏木	伏木東一宮	S42	県	
	氷見市	氷見	窪	H4	県	
	射水市	新湊海老江	東明中町	S48	県、市	
		小杉太閤山	中太閤山	S47	県	
新川 地域	魚津市	魚津	北鬼江	H3	県	
	黒部市	黒部植木	植木	H4	県、市	
	入善町	入善	入膳	H3	県	
小矢部・ 砺波地域	砺波市	砺波	太田	H4	県	
	小矢部市	小矢部	泉町	H4	県	
	南砺市	福野	柴田屋	H4	県	
計	16					

注1 窒素酸化物は、一酸化窒素と二酸化窒素とを加えたものです。

2 「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画（平成31年4月）」に基づき、観測局を統廃合し、令和元年度に高岡本丸、高岡戸出及び新湊三日曾根を廃止しました。

2 一般環境観測局における測定結果

(1) 二酸化硫黄

① 二酸化硫黄濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：ppm）

観測局		年 度	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
富山地域	富山市	富山岩瀬	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000
		富山芝園	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		富山蜷川	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		婦中速星	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
高岡・射水地域	高岡市	高岡伏木	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
		高岡本丸	0.000	0.000			
	射水市	氷見	0.000	0.000			
		新湊三日曾根	0.000	0.000			
		新湊海老江	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		小杉太閤山	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
新川地域	魚津市	魚津	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
	黒部市	黒部植木	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	入善町	入善	0.001	0.001			
小矢部・砺波地域	小矢部市	小矢部	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001
	南砺市	福野	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001
平均			0.001	0.000	0.000	0.000	0.000
範囲 (最小値～最大値)			0.000 ～ 0.002	0.000 ～ 0.002	0.000 ～ 0.001	0.000 ～ 0.001	0.000 ～ 0.001

注1 測定は、紫外線蛍光法によります。

2 「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画（平成 31 年 4 月）」に基づき、令和元年度に高岡本丸、氷見、新湊三日曾根及び入善の測定を終了しました。

② 二酸化硫黄に係る環境基準の達成状況

観測局		項目	1日平均値の2%除外値 (単位: ppm)					長期的評価による 適(○)、否(×)					短期的評価による 適(○)、否(×)				
			基準					0.04 ppm 以下であること									
		年度	平成 29	30	令和 元	2	3	平 29	30	令 元	2	3	平 29	30	令 元	2	3
富山地域	富山市	富山岩瀬	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		富山芝園	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		富山蝸川	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		婦中速星	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高岡・射水地域	高岡市	高岡伏木	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-
		高岡本丸	0.001	0.002				○	○				○	○			
	射水市	氷見	0.001	0.001				○	○				○	○			
		新湊三日曾根	0.001	0.001				○	○				○	○			
		新湊海老江	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		小杉太閤山	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新川地域	魚津市	魚津	0.003	0.004	0.003	0.001	0.001	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	黒部市	黒部植木	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	入善町	入善	0.002	0.002				○	○				○	○			
小矢部・砺波地域	小矢部市	小矢部	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	南砺市	福野	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
平均			0.002	0.002	0.002	0.001	0.001										
範囲 (最小値～最大値)			0.001 ～ 0.003	0.001 ～ 0.004	0.001 ～ 0.003	0.000 ～ 0.001	0.000 ～ 0.002										

注1 測定は、紫外線蛍光法によります。

2 長期的評価による適(○)とは、年間にわたる1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値が0.04 ppm以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.04 ppmを超える日が2日以上連続しないことをいいます。

3 短期的評価による適(○)とは、1時間値の1日平均値がすべての有効測定日(1日20時間以上の測定が行われた日をいいます。)で0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値がすべての測定時間において0.1 ppm以下であることをいいます。

4 「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画(平成31年4月)」に基づき、令和元年度に高岡本丸、氷見、新湊三日曾根及び入善の測定を終了しました。

5 令和3年度の高岡伏木については、測定機器の故障により、年間の有効測定日数が250日未満のため、測定結果は参考値として扱い、環境基準の評価対象としません。

(2) 二酸化窒素

① 二酸化窒素濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：ppm）

観測局			年 度				
			平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
富山地域	富山市	富山岩瀬	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006
		富山芝園	0.006	0.007	0.006	0.006	0.005
		婦中速星	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004
高岡・射水地域	高岡市	高岡伏木	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
		高岡本丸	0.007	0.006			
	氷見市	氷見	0.004	0.004	0.003	0.002	0.002
	射水市	新湊三日曾根	0.006	0.005			
		新湊海老江	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005
		小杉太閤山	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005
新川地域	魚津市	魚津	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004
	黒部市	黒部植木	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004
	入善町	入善	0.006	0.005	0.005	0.004	0.004
小矢部・砺波地域	小矢部市	小矢部	0.006	0.004	0.004	0.003	0.004
	南砺市	福野	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003
平均			0.006	0.005	0.005	0.004	0.004
範囲 (最小値～最大値)			0.004 ～ 0.007	0.004 ～ 0.007	0.003 ～ 0.006	0.002 ～ 0.006	0.002 ～ 0.006

注1 測定は、オゾンを用いる化学発光法によります。

2 「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画（平成 31 年 4 月）」に基づき、令和元年度に高岡本丸及び新湊三日曾根の測定を終了しました。

② 二酸化窒素に係る環境基準の達成状況

観測局		項目	1日平均値の98%値（単位：ppm）					長期的評価による適（○）、否（×）				
		基準	0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内 又はそれ以下であること									
		年度	平成 29	30	令和 元	2	3	平 29	30	令 元	2	3
富山地域	富山市	富山岩瀬	0.017	0.013	0.015	0.016	0.013	○	○	○	○	○
		富山芝園	0.016	0.014	0.014	0.017	0.013	○	○	○	○	○
		婦中速星	0.010	0.007	0.008	0.010	0.009	○	○	○	○	○
高岡・射水地域	高岡市	高岡伏木	0.013	0.010	0.011	0.010	0.010	○	○	○	○	○
		高岡本丸	0.020	0.014				○	○			
	射水市	氷見	0.010	0.008	0.007	0.007	0.006	○	○	○	○	○
		新湊三日曾根	0.018	0.013				○	○			
		新湊海老江	0.013	0.011	0.014	0.015	0.012	○	○	○	○	○
		小杉太閤山	0.017	0.013	0.014	0.014	0.012	○	○	○	○	○
新川地域	魚津市	魚津	0.012	0.010	0.010	0.010	0.009	○	○	○	○	○
	黒部市	黒部植木	0.012	0.010	0.010	0.011	0.008	○	○	○	○	○
	入善町	入善	0.012	0.009	0.010	0.009	0.008	○	○	○	○	○
小矢部・砺波地域	小矢部市	小矢部	0.018	0.010	0.010	0.011	0.010	○	○	○	○	○
	南砺市	福野	0.010	0.008	0.009	0.011	0.009	○	○	○	○	○
平均			0.014	0.011	0.011	0.012	0.010					
範囲 (最小値～最大値)			0.010 ～ 0.020	0.007 ～ 0.014	0.007 ～ 0.015	0.007 ～ 0.017	0.006 ～ 0.013					

注1 測定は、オゾンを用いる化学発光法によります。

2 長期的評価による適（○）とは、年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から数えて98%目にあたる値が、0.04 ppm から 0.06 ppm のゾーン内又はそれ以下であることをいいます。

3 「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画（平成31年4月）」に基づき、令和元年度に高岡本丸及び新湊三日曾根の測定を終了しました。

(3) 浮遊粒子状物質

① 浮遊粒子状物質濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：mg/m³）

観測局		年 度	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
富山地域	富山市	富山水橋	0.014	0.015	0.012	0.012	0.011
		富山岩瀬	0.013	0.015	0.013	0.012	0.010
		富山芝園	0.012	0.014	0.012	0.012	0.010
		富山蜷川	0.012	0.013	0.012	0.011	0.008
		婦中速星	0.010	0.011	0.010	0.010	0.009
	滑川市	滑川上島	0.010	0.011			
高岡・射水地域	高岡市	高岡伏木	0.020	0.020	0.018	0.019	0.021
		高岡本丸	0.011	0.012			
		高岡戸出	0.010	0.010			
	氷見市	氷見	0.012	0.012	0.011	0.012	0.010
	射水市	新湊三日曾根	0.013	0.013			
		新湊海老江	0.012	0.011	0.008	0.009	0.007
小杉太閤山		0.018	0.019	0.016	0.016	0.015	
新川地域	魚津市	魚津	0.023	0.024	0.018	0.011	0.010
	黒部市	黒部植木	0.007	0.008	0.006	0.007	0.007
	入善町	入善	0.013	0.010	0.009	0.011	0.008
小矢部・砺波地域	砺波市	砺波	0.017	0.017			
	小矢部市	小矢部	0.013	0.014	0.012	0.013	0.012
	南砺市	福野	0.014	0.014	0.013	0.013	0.012
平 均			0.013	0.014	0.012	0.012	0.011
範 囲 （最小値～最大値）			0.007 ～ 0.023	0.008 ～ 0.024	0.006 ～ 0.018	0.007 ～ 0.019	0.007 ～ 0.021

注1 測定は、β線吸収法によります。

2 「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画（平成31年4月）」に基づき、令和元年度に滑川上島、高岡本丸、高岡戸出、新湊三日曾根及び砺波の測定を終了しました。

② 浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成状況

観測局		項目	1日平均値の2%除外値 (単位: mg/m ³)					長期的評価による 適(○)、否(×)					短期的評価による 適(○)、否(×)				
			基準					0.10 mg/m ³ 以下であること									
		年度	平成 29	30	令和 元	2	3	平 29	30	令 元	2	3	平 29	30	令 元	2	3
富 山 地 域	富山市	富山水橋	0.036	0.040	0.031	0.038	0.028	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		富山岩瀬	0.033	0.038	0.032	0.039	0.024	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		富山芝園	0.032	0.035	0.030	0.034	0.025	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		富山蜷川	0.030	0.035	0.035	0.035	0.023	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		婦中速星	0.030	0.031	0.028	0.030	0.023	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
滑川市	滑川上島	0.029	0.032				○	○				○	○				
高岡・ 射水地域	高岡市	高岡伏木	0.044	0.042	0.040	0.041	0.036	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-
		高岡本丸	0.030	0.034				○	○				○	○			
		高岡戸出	0.036	0.036				○	○				○	○			
	氷見市	氷見	0.034	0.031	0.027	0.030	0.023	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	射水市	新湊三日曾根	0.034	0.034				○	○				○	○			
		新湊海老江	0.032	0.033	0.026	0.029	0.018	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	小杉太閤山	0.042	0.048	0.036	0.038	0.033	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	
新川地域	魚津市	魚津	0.046	0.049	0.040	0.032	0.026	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	黒部市	黒部植木	0.023	0.031	0.018	0.020	0.019	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	入善町	入善	0.024	0.025	0.020	0.030	0.023	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小砺波・ 小矢部地域	砺波市	砺波	0.038	0.042				○	○				○	○			
	小矢部市	小矢部	0.035	0.037	0.032	0.036	0.026	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
	南砺市	福野	0.034	0.032	0.035	0.035	0.027	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
平均			0.034	0.036	0.031	0.033	0.025										
範囲 (最小値～最大値)			0.023	0.025	0.018	0.020	0.018										
			0.046	0.049	0.040	0.041	0.036										

注1 測定は、β線吸収法によります。

2 長期的評価による適(○)とは、年間にわたる1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.10 mg/m³を超える日が2日間以上連続しないことをいいます。

3 短期的評価による適(○)とは、1時間値の1日平均値がすべての有効測定日(1日20時間以上の測定が行われた日をいいます。)で0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値がすべての測定時間において0.20 mg/m³以下であることをいいます。

4 「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画(平成31年4月)」に基づき、令和元年度に滑川上島、高岡本丸、高岡戸出、新湊三日曾根及び砺波の測定を終了しました。

5 令和3年度の高岡伏木については、測定機器の故障により、年間の有効測定日数が250日未満のため、測定結果は参考値として扱い、環境基準の評価対象としません。

(4) 光化学オキシダント

① 光化学オキシダント濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：ppm）

観測局		年 度	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
富山地域	富山市	富山水橋	0.036	0.034	0.033	0.034	0.034
		富山岩瀬	0.035	0.034	0.033	0.033	0.034
		富山芝園	0.034	0.033	0.032	0.032	0.033
		富山蜷川	0.033	0.032	0.031	0.030	0.033
		婦中速星	0.032	0.031	0.030	0.030	0.032
	滑川市	滑川上島	0.033	0.033	0.031	0.032	0.034
高岡・射水地域	高岡市	高岡伏木	0.038	0.037	0.036	0.035	0.037
		高岡本丸	0.034	0.035			
		高岡戸出	0.035	0.034			
	氷見市	氷見	0.036	0.035	0.033	0.031	0.033
	射水市	新湊三日曾根	0.035	0.033			
		新湊海老江	0.034	0.035	0.034	0.034	0.035
		小杉太閤山	0.031	0.032	0.029	0.031	0.032
新川地域	魚津市	魚津	0.037	0.037	0.035	0.034	0.037
	黒部市	黒部植木	0.037	0.035	0.033	0.034	0.036
	入善町	入善	0.036	0.036	0.035	0.035	0.036
小矢部・砺波地域	砺波市	砺波	0.034	0.032	0.032	0.033	0.033
	小矢部市	小矢部	0.034	0.033	0.031	0.032	0.033
	南砺市	福野	0.035	0.033	0.031	0.032	0.035
平 均			0.035	0.034	0.032	0.032	0.034
範 囲 (最小値～最大値)			0.031 ～ 0.038	0.031 ～ 0.037	0.029 ～ 0.036	0.030 ～ 0.035	0.032 ～ 0.037

注1 測定は、紫外線吸収法によります。

2 「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画（平成 31 年 4 月）」に基づき、令和元年度に高岡本丸、高岡戸出及び新湊三日曾根の測定を終了しました。

② 光化学オキシダントに係る環境基準の達成状況

観測局		項目	1時間値の最高値（単位：ppm）					昼間（5時～20時）の1時間値が 環境基準を達成した時間の割合 （単位：％）				
		基準	0.06 ppm以下であること									
		年度	平成 29	30	令和 元	2	3	平成 29	30	令和 元	2	3
富 山 地 域	富山市	富山水橋	0.111	0.085	0.101	0.083	0.077	91.6	94.6	95.3	95.8	96.9
		富山岩瀬	0.108	0.086	0.101	0.085	0.079	92.0	94.0	94.4	96.1	97.1
		富山芝園	0.110	0.087	0.099	0.080	0.080	93.3	94.5	95.3	96.4	98.0
		富山蝸川	0.109	0.087	0.094	0.079	0.074	94.6	95.3	96.8	97.7	99.0
		婦中速星	0.110	0.088	0.100	0.083	0.078	93.8	94.8	95.5	96.0	98.4
	滑川市	滑川上島	0.117	0.092	0.102	0.089	0.082	91.5	93.6	93.9	95.1	95.4
高岡・ 射水地域	高岡市	高岡伏木	0.114	0.087	0.101	0.082	0.086	91.6	92.6	93.7	95.4	95.6
		高岡本丸	0.113	0.089				92.1	92.7			
		高岡戸出	0.110	0.094				91.6	93.0			
	氷見市	氷見	0.112	0.092	0.095	0.083	0.079	90.2	92.2	93.5	96.5	96.7
	射水市	新湊三日曾根	0.114	0.087				90.7	93.0			
		新湊海老江	0.110	0.084	0.099	0.084	0.082	93.1	94.4	95.2	95.8	96.5
		小杉太閤山	0.104	0.098	0.099	0.081	0.080	93.1	91.7	94.7	95.9	96.8
新川地域	魚津市	魚津	0.118	0.097	0.105	0.087	0.085	91.2	92.4	93.9	95.4	93.8
	黒部市	黒部植木	0.123	0.086	0.098	0.081	0.083	92.2	94.7	96.0	96.8	95.9
	入善町	入善	0.119	0.092	0.104	0.085	0.083	91.6	93.0	95.0	96.1	96.0
小矢部・ 砺波地域	砺波市	砺波	0.105	0.086	0.107	0.087	0.082	92.7	95.1	95.7	95.3	96.8
	小矢部市	小矢部	0.113	0.094	0.114	0.085	0.081	91.4	92.8	94.3	95.0	95.6
	南砺市	福野	0.108	0.087	0.109	0.087	0.085	91.5	93.7	93.8	95.5	95.3
平均			0.112	0.089	0.102	0.084	0.081	92.1	93.6	94.8	95.9	96.5
範囲 (最小値～最大値)			0.104 ～ 0.123	0.084 ～ 0.098	0.094 ～ 0.114	0.079 ～ 0.089	0.074 ～ 0.086	90.2 ～ 94.6	91.7 ～ 95.3	93.5 ～ 96.8	95.0 ～ 97.7	93.8 ～ 99.0

注1 測定は、紫外線吸収法によります。

2 環境基準を達成とは、1時間値が0.06ppm以下であることをいいます。

3 「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画（平成31年4月）」に基づき、令和元年度に高岡本丸、高岡戸出及び新湊三日曾根の測定を終了しました。

(5) 炭化水素

炭化水素濃度の年度別推移 (年平均値)

(単位 : ppmC)

観測局			年度		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	
			項目							
富山地域	富山市	富山岩瀬	非メタン炭化水素		0.13	0.12	0.12	0.11	0.10	
			メ タ ン		1.98	1.98	1.99	2.01	2.02	
			全炭化水素		2.11	2.10	2.12	2.12	2.12	
		婦中速星	非メタン炭化水素		0.07	0.07	0.07	0.05	0.04	
			メ タ ン		2.02	2.02	2.03	2.03	2.05	
			全炭化水素		2.09	2.09	2.10	2.08	2.09	
高岡・射水地域	高岡市	高岡伏木	非メタン炭化水素		0.06	0.07	0.14	0.18	0.15	
			メ タ ン		1.89	1.88	2.00	2.03	2.00	
			全炭化水素		1.95	1.96	2.14	2.21	2.15	
	射水市	新湊三日曾根	非メタン炭化水素		0.11	0.06				
			メ タ ン		1.91	1.94				
			全炭化水素		2.02	2.00				
		新湊海老江	非メタン炭化水素				0.07	0.09	0.09	
			メ タ ン				1.98	2.07	2.00	
			全炭化水素				2.05	2.16	2.09	
	新川地域	魚津市	魚津	非メタン炭化水素		0.08	0.09	0.09	0.09	0.12
				メ タ ン		1.96	1.97	1.99	1.99	2.00
				全炭化水素		2.04	2.06	2.08	2.08	2.12
小矢部地域	南砺市	福野	非メタン炭化水素		0.06	0.06	0.06	0.06	0.16	
			メ タ ン		1.97	2.03	2.05	2.04	2.04	
			全炭化水素		2.04	2.09	2.10	2.10	2.20	
平均			非メタン炭化水素		0.09	0.08	0.09	0.10	0.11	
			メ タ ン		1.96	1.97	2.01	2.03	2.02	
			全炭化水素		2.04	2.05	2.10	2.13	2.13	
範囲 (最小値 ~ 最大値)			非メタン炭化水素		0.06	0.06	0.06	0.05	0.04	
					~	~	~	~	~	
					0.13	0.12	0.14	0.18	0.16	
			メ タ ン		1.89	1.88	1.98	1.99	2.00	
					~	~	~	~	~	
					2.02	2.03	2.05	2.07	2.05	
全炭化水素		1.95	1.96	2.05	2.08	2.09				
		~	~	~	~	~				
		2.11	2.10	2.14	2.21	2.20				

注1 測定は、水素炎イオン化法によります。

2 富山県大気汚染常時観測局適正配置計画(平成31年4月)に基づき、令和元年度に新湊三日曾根の測定を終了し、後継の新湊海老江の測定を開始しました。

(6) 微小粒子状物質 (PM2.5)

① 微小粒子状物質 (PM2.5) 濃度の年度別推移 (年平均値) 及び長期基準の達成状況

観測局		項目	年平均値 (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)					長期基準による適 (○)、否 (×)				
		基準	15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること									
		年度	平成29	30	令和元	2	3	平29	30	令和元	2	3
富山地域	富山市	富山水橋		8.4	8.1	8.6	7.7		○	○	○	○
		富山岩瀬	7.4	7.8	6.6	6.7	6.4	○	○	○	○	○
		富山芝園	8.6	8.8	7.9	8.3	7.5	○	○	○	○	○
		婦中速星	5.5	6.3	7.2	7.6	6.0	○	○	○	○	○
高岡・射水地域	高岡市	高岡伏木	10.5	10.7	9.6	9.4	9.1	○	○	○	○	-
	氷見市	氷見	9.8	8.9	6.8	7.9	7.7	○	○	○	○	○
	射水市	新湊三日曾根	10.0	10.0				○	○			
		新湊海老江			8.1	8.5	8.0			○	○	○
		小杉太閤山	8.6	9.0	7.8	7.8	6.8	○	○	○	○	○
新川地域	魚津市	魚津	8.9	8.9	8.8	9.6	8.2	○	○	○	○	○
	入善町	入善	10.2	10.4	8.6	8.4	8.2	○	○	○	○	○
小矢部・砺波地域	小矢部市	小矢部	8.4	8.5	6.9	6.2	4.9	○	○	○	○	○
	南砺市	福野	10.4	10.8	8.2	8.0	7.2	○	○	○	○	○
平均			8.9	9.0	7.9	8.1	7.3					
範囲 (最小値 ~ 最大値)			5.5 ~ 10.5	6.3 ~ 10.8	6.6 ~ 9.6	6.2 ~ 9.6	4.9 ~ 9.1					

注1 測定は、 β 線吸収法によります。

2 長期基準による適 (○) とは、1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることをいいます。

3 富山水橋については、平成30年度から測定を開始しました。

4 「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画 (平成31年4月)」に基づき、令和元年度に新湊三日曾根の測定を終了し、後継の新湊海老江の測定を開始しました。

5 令和3年度の高岡伏木については、測定機器の故障により、年間の有効測定日数が250日未満のため、測定結果は参考値として扱い、環境基準の評価対象としません。

② 微小粒子状物質（PM2.5）に係る短期基準の達成状況

観測局		項目	1日平均値の98パーセンタイル値 (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)					短期基準による 適(O)、否(X)				
			基準					35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること				
		年度		平成 29	30	令和 元	2	3	平 29	30	令 元	2
富山地域	富山市	富山水橋		21.8	19.2	20.9	18.7		○	○	○	○
		富山岩瀬	22.4	22.2	18.1	20.3	16.5	○	○	○	○	○
		富山芝園	22.8	23.1	20.1	21.9	17.0	○	○	○	○	○
		婦中速星	16.4	16.5	18.5	22.0	15.3	○	○	○	○	○
高岡・射水地域	高岡市	高岡伏木	27.1	26.4	21.2	22.5	20.5	○	○	○	○	-
	氷見市	氷見	26.9	28.1	16.8	20.9	19.6	○	○	○	○	○
	射水市	新湊三日曾根	24.3	25.2				○	○			
		新湊海老江			16.9	20.7	18.5			○	○	○
		小杉太閤山	24.7	24.0	19.5	21.5	18.2	○	○	○	○	○
新川地域	魚津市	魚津	23.8	26.5	20.7	22.7	19.4	○	○	○	○	○
	入善町	入善	25.1	28.2	22.5	22.2	21.1	○	○	○	○	○
小矢部・砺波地域	小矢部市	小矢部	23.4	26.3	18.5	16.8	13.1	○	○	○	○	○
	南砺市	福野	25.8	27.8	20.3	21.3	17.3	○	○	○	○	○
平均			23.9	24.7	19.4	21.1	17.9					
範囲 (最小値～最大値)			16.4 ～ 27.1	16.5 ～ 28.2	16.8 ～ 22.5	16.8 ～ 22.7	13.1 ～ 21.1					

注1 測定は、 β 線吸収法によります。

2 短期基準による適(O)とは、年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から数えて98%目にあたる値が、35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることをいいます。

3 富山水橋については、平成30年度から測定を開始しました。

4 「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画(平成31年4月)」に基づき、令和元年度に新湊三日曾根の測定を終了し、後継の新湊海老江の測定を開始しました。

5 令和3年度の高岡伏木については、測定機器の故障により、年間の有効測定日数が250日未満のため、測定結果は参考値として扱い、環境基準の評価対象としません。

3 自動車排出ガス観測局の概要

(令和4年3月31日現在)

市	観測局	所在地	設置年度	調査機関	測定項目等
富山市	富山豊田	豊田町	H5	市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窒素酸化物（オゾンを用いる化学発光法） ・ 浮遊粒子状物質（β線吸収法） ・ 一酸化炭素（非分散型赤外分析計を用いる方法） ・ 炭化水素（水素炎イオン化法） ・ 微小粒子状物質（β線吸収法） ・ テレメータ化
	富山城址	本丸	S47	市	
高岡市	高岡大坪	大坪町	H16	県	
計	3				

注1 窒素酸化物は、一酸化窒素と二酸化窒素とを加えたものです。

注2 富山豊田については、平成30年度から測定を休止しています。

注3 「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画（平成31年4月）」に基づき、観測局を統廃合し、令和元年度に小杉鷲塚、小杉下条及び黒部前沢、2年度に婦中田島を廃止しました。

4 自動車排出ガス観測局における測定結果

(1) 二酸化窒素

① 二酸化窒素濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：ppm）

観測局		平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
富山市	富山豊田	0.013	-	-	-	-
	富山城址	0.011	0.008	0.008	0.007	0.007
	婦中田島	0.011	0.010	0.008		
高岡市	高岡大坪	0.017	0.016	0.015	0.015	0.014
射水市	小杉鷺塚	0.008	0.007			
	小杉下条	0.012	0.011			
黒部市	黒部前沢	0.006	0.006			
平均		0.011	0.010	0.010	0.011	0.011
範囲 (最小値～最大値)		0.006 ～ 0.017	0.006 ～ 0.016	0.008 ～ 0.015	0.007 ～ 0.015	0.007 ～ 0.014

注1 測定は、オゾンを用いる化学発光法によります。

2 富山豊田については、平成 30 年度から測定を休止しています。

3 「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画（平成 31 年 4 月）」に基づき、令和元年度に小杉鷺塚、小杉下条及び黒部前沢、2 年度に婦中田島の測定を終了しました。

② 二酸化窒素に係る環境基準の達成状況

観測局	項目	1 日平均値の 98% 値（単位：ppm）					長期的評価による 適（○）、否（×）				
	基準	0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内 又はそれ以下であること									
	年度	平成 29	30	令和 元	2	3	平 29	30	令 元	2	3
富山市	富山豊田	0.025	-	-	-	-	○	-	-	-	-
	富山城址	0.023	0.016	0.017	0.019	0.015	○	○	○	○	○
	婦中田島	0.023	0.017	0.016			○	○	○		
高岡市	高岡大坪	0.034	0.029	0.027	0.030	0.027	○	○	○	○	○
射水市	小杉鷺塚	0.021	0.015				○	○			
	小杉下条	0.025	0.020				○	○			
黒部市	黒部前沢	0.015	0.013				○	○			
平均		0.024	0.018	0.020	0.025	0.021					
範囲 (最小値～最大値)		0.015 ～ 0.034	0.013 ～ 0.029	0.016 ～ 0.027	0.019 ～ 0.030	0.015 ～ 0.027					

注1 測定は、オゾンを用いる化学発光法によります。

2 長期的評価による適（○）とは、年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98% 目にあたる値が、0.04 ppm から 0.06 ppm のゾーン内又はそれ以下であることをいいます。

3 富山豊田については、平成 30 年度から測定を休止しています。

4 「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画（平成 31 年 4 月）」に基づき、令和元年度に小杉鷺塚、小杉下条及び黒部前沢、2 年度に婦中田島の測定を終了しました。

(2) 窒素酸化物

窒素酸化物濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：ppm）

観測局		項目	年度				
			平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
富山市	富山豊田	一酸化窒素	0.005	-	-	-	-
		二酸化窒素	0.013	-	-	-	-
		窒素酸化物	0.018	-	-	-	-
	富山城址	一酸化窒素	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002
		二酸化窒素	0.011	0.008	0.008	0.007	0.007
		窒素酸化物	0.014	0.011	0.011	0.010	0.009
	婦中田島	一酸化窒素	0.004	0.003	0.003		
		二酸化窒素	0.011	0.010	0.008		
		窒素酸化物	0.014	0.012	0.011		
高岡市	高岡大坪	一酸化窒素	0.008	0.008	0.007	0.007	0.007
		二酸化窒素	0.017	0.016	0.015	0.015	0.014
		窒素酸化物	0.026	0.025	0.022	0.021	0.021
射水市	小杉鷲塚	一酸化窒素	0.003	0.002			
		二酸化窒素	0.008	0.007			
		窒素酸化物	0.010	0.009			
	小杉下条	一酸化窒素	0.012	0.012			
		二酸化窒素	0.012	0.011			
		窒素酸化物	0.025	0.023			
黒部市	黒部前沢	一酸化窒素	0.002	0.002			
		二酸化窒素	0.006	0.006			
		窒素酸化物	0.009	0.008			
平均		一酸化窒素	0.005	0.005	0.004	0.005	0.005
		二酸化窒素	0.011	0.010	0.010	0.011	0.011
		窒素酸化物	0.017	0.015	0.015	0.016	0.015
範囲 (最小値～最大値)		一酸化窒素	0.002	0.002	0.003	0.003	0.002
			0.012	0.012	0.007	0.007	0.007
		二酸化窒素	0.006	0.006	0.008	0.007	0.007
			0.017	0.016	0.015	0.015	0.014
		窒素酸化物	0.009	0.008	0.011	0.010	0.009
			0.026	0.025	0.022	0.021	0.021

注1 測定は、オゾンを用いる化学発光法によります。

2 窒素酸化物は、一酸化窒素と二酸化窒素とを加えたものですが、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

3 富山豊田については、平成30年度から測定を休止しています。

4 「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画（平成31年4月）」に基づき、令和元年度に小杉鷲塚、小杉下条及び黒部前沢、2年度に婦中田島の測定を終了しました。

(3) 浮遊粒子状物質

① 浮遊粒子状物質濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：mg/m³）

観測局		年 度				
		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
富山市	富山豊田	0.019	-	-	-	-
	富山城址	0.012	0.014	0.012	0.011	0.010
	婦中田島	0.015	0.016	0.014		
高岡市	高岡大坪	0.015	0.016	0.013	0.012	0.010
射水市	小杉鷺塚	0.013	0.013			
	小杉下条	0.013	0.013			
黒部市	黒部前沢	0.012	0.012			
平均		0.014	0.014	0.013	0.012	0.010
範囲 (最小値～最大値)		0.012 ～ 0.019	0.012 ～ 0.016	0.012 ～ 0.014	0.011 ～ 0.012	0.010

注1 測定は、β線吸収法によります。

2 富山豊田については、平成30年度から測定を休止しています。

3 「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画（平成31年4月）」に基づき、令和元年度に小杉鷺塚、小杉下条及び黒部前沢、2年度に婦中田島の測定を終了しました。

② 浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成状況

観測局	項 目	1日平均値の2%除外値 (単位：mg/m ³)					長期的評価による 適(○)、否(×)					短期的評価による 適(○)、否(×)				
		0.10 mg/m ³ 以下であること														
	年 度	平成29	30	令和元	2	3	平29	30	令和元	2	3	平29	30	令和元	2	3
富山市	富山豊田	0.043	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
	富山城址	0.032	0.033	0.028	0.027	0.023	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	婦中田島	0.037	0.041	0.036			○	○	○			○	×	○		
高岡市	高岡大坪	0.038	0.038	0.031	0.032	0.026	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
射水市	小杉鷺塚	0.036	0.037				○	○				○	○			
	小杉下条	0.033	0.033				○	○				○	○			
黒部市	黒部前沢	0.033	0.036				○	○				○	○			
平均		0.036	0.036	0.032	0.030	0.025										
範囲 (最小値～最大値)		0.032 ～ 0.043	0.033 ～ 0.041	0.028 ～ 0.036	0.027 ～ 0.032	0.023 ～ 0.026										

注1 測定はβ線吸収法によります。

2 長期的評価による適(○)とは、年間にわたる1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.10 mg/m³を超える日が2日間以上連続しないことをいいます。

3 短期的評価による適(○)とは、1時間値の1日平均値がすべての有効測定日(1日20時間以上の測定が行われた日をいいます。)で0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値がすべての測定時間において0.20 mg/m³以下であることをいいます。

4 富山豊田については、平成30年度から測定を休止しています。

5 「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画（平成31年4月）」に基づき、令和元年度に小杉鷺塚、小杉下条及び黒部前沢、2年度に婦中田島の測定を終了しました。

(4) 一酸化炭素

① 一酸化炭素濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：ppm）

観測局		年 度				
		平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
富山市	富山豊田	0.4	-	-	-	-
	富山城址	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
高岡市	高岡大坪	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4
射水市	小杉鷺塚	0.3	0.3			
平均		0.3	0.3	0.3	0.4	0.4
範囲 (最小値～最大値)		0.3 ～ 0.4	0.3	0.3	0.3 ～ 0.4	0.3 ～ 0.4

- 注1 測定は、非分散型赤外分析計を用いる方法によります。
 2 富山豊田については、平成30年度から測定を休止しています。
 3 「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画（平成31年4月）」に基づき、令和元年度に小杉鷺塚の測定を終了しました。

② 一酸化炭素に係る環境基準の達成状況

観測局	項 目	1日平均値の2%除外値 (単位：ppm)					長期的評価による 適(○)、否(×)					短期的評価による 適(○)、否(×)				
		基 準					10 ppm 以下であること									
	年 度	平成 29	30	令和 元	2	3	平 29	30	令 元	2	3	平 29	30	令 元	2	3
富山市	富山豊田	0.6	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
	富山城址	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高岡市	高岡大坪	0.5	0.6	0.5	0.6	0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
射水市	小杉鷺塚	0.4	0.4				○	○				○	○			
平均		0.5	0.5	0.5	0.6	0.5										
範囲 (最小値～最大値)		0.4 ～ 0.6	0.4 ～ 0.6	0.5	0.5 ～ 0.6	0.4 ～ 0.5										

- 注1 測定は、非分散型赤外分析計を用いる方法によります。
 2 長期的評価による適(○)とは、年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値が10 ppm 以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が10 ppm を超える日が2日以上連続しないことをいいます。
 3 短期的評価による適(○)とは、1時間値の1日平均値がすべての有効測定日(1日20時間以上の測定が行われた日をいいます。)で10 ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm 以下であることをいいます。
 4 富山豊田については、平成30年度から測定を休止しています。
 5 「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画（平成31年4月）」に基づき、令和元年度に小杉鷺塚の測定を終了しました。

(5) 炭化水素

炭化水素濃度の年度別推移（年平均値）

（単位：ppmC）

観測局		年度 項目	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
富山市	富山豊田	非メタン炭化水素	0.10	-	-	-	-
		メタン	1.94	-	-	-	-
		全炭化水素	2.04	-	-	-	-
	富山城址	非メタン炭化水素	0.09	0.09	0.09	0.08	0.08
		メタン	1.96	1.96	1.97	1.98	2.00
		全炭化水素	2.05	2.05	2.06	2.07	2.07
高岡市	高岡大坪	非メタン炭化水素	0.12	0.10	0.11	0.11	0.09
		メタン	1.96	1.97	1.98	1.97	1.99
		全炭化水素	2.08	2.07	2.09	2.09	2.08
射水市	小杉鷺塚	非メタン炭化水素	0.09	0.09			
		メタン	1.99	2.00			
		全炭化水素	2.08	2.09			
平均	非メタン炭化水素	0.10	0.09	0.10	0.10	0.09	
	メタン	1.96	1.98	1.98	1.98	2.00	
	全炭化水素	2.06	2.07	2.08	2.08	2.08	
範囲 (最小値～最大値)	非メタン炭化水素	0.09	0.09	0.09	0.08	0.08	
		0.12	0.10	0.11	0.11	0.09	
	メタン	1.94	1.96	1.97	1.97	1.99	
		1.99	2.00	1.98	1.98	2.00	
	全炭化水素	2.04	2.05	2.06	2.07	2.07	
		2.08	2.09	2.09	2.09	2.08	

注1 測定は、水素炎イオン化法によります。

2 全炭化水素は、非メタン炭化水素とメタンとを加えたものですが、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

3 富山豊田については、平成30年度から測定を休止しています。

4 「富山県大気汚染常時観測局適正配置計画（平成31年4月）」に基づき、令和元年度に小杉鷺塚の測定を終了しました。

(6) 微小粒子状物質 (PM2.5)

- ① 微小粒子状物質 (PM2.5) 濃度の年度別推移 (年平均値) 及び長期基準の達成状況

観測局	項目	年平均値 (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)					長期基準による 適 (○)、否 (×)				
	基準	15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること									
	年度	平成 29	30	令和 元	2	3	平 29	30	令 元	2	3
高岡市	高岡大坪	12.2	12.4	11.0	10.7	11.8	○	○	○	○	○

注1 測定は、 β 線吸収法によります。

- 2 長期基準による適 (○) とは、1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることをいいます。

- ② 微小粒子状物質 (PM2.5) に係る短期基準の達成状況

観測局	項目	1日平均値の98パーセンタイル値 (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)					短期基準による 適 (○)、否 (×)				
	基準	35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること									
	年度	平成 29	30	令和 元	2	3	平 29	30	令 元	2	3
高岡市	高岡大坪	28.6	28.7	24.3	25.6	24.8	○	○	○	○	○

注1 測定は、 β 線吸収法によります。

- 2 短期基準による適 (○) とは、年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から数えて98%目にあたる値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であることをいいます。

5 大気汚染緊急時の発令及び解除基準

適用地域	県内全域				
対象物質	硫黄酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、二酸化窒素				
区分	情報、注意報、警報、重大警報				
発令基準	硫黄酸化物	0.2 ppm 2時間	0.2 ppm 3時間	0.5 ppm 2時間	0.5 ppm 3時間
			0.3 ppm 2時間		
		0.3 ppm	0.5 ppm		0.7 ppm 2時間
			48時間平均値が0.15 ppm		
	光化学オキシダント	0.1 ppm	0.12 ppm	0.24 ppm	0.4 ppm
	浮遊粒子状物質	2.0 mg/m ³	2.0 mg/m ³ 2時間	—	3.0 mg/m ³ 3時間
	二酸化窒素	0.4 ppm	0.5 ppm	—	1.0 ppm
解除基準	発令地域ごとのすべての常時観測局において、上欄に掲げる基準値未満となり、かつ、気象条件からみて汚染状態が悪化するおそれがないと認められる状態になったとき				

注1 発令基準欄中の時間は、当該濃度が継続した時間を表します。

2 発令は対象地域ごとに1局以上の常時観測局において、対象物質の濃度が発令基準のいずれかに該当し、かつ、気象条件からみて汚染の状況が継続すると認められる場合に行います。

6 微小粒子状物質(PM2.5)に関する注意喚起の判断及び解除方法

(1) 注意喚起の判断方法

① 午前中の早めの時間帯での判断

区分		判断基準
A	日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過を予想	3時間平均値（午前5時、6時及び7時の1時間値を局別に平均）の2番目に大きい値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過
B	日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過のおそれ	3時間平均値が1局でも $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過

② 午後からの活動に備えた判断

区分		判断基準
A	日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過を予想	8時間平均値（午前5時から12時までの1時間値を局別に平均）が1局でも $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過
B	日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過のおそれ	8時間平均値が1局でも $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過

注1 区分Aは、国が示す判断基準を超過した場合をいいます。

2 区分Bは、国が示す判断基準には達していないが、県独自の基準（国の基準よりも厳しく、より安全側に立ったもの）を超過した場合をいいます。

(2) 注意喚起の解除方法

①	注意喚起を実施した後に、すべての一般環境観測局で午後7時までに1時間値が2時間連続して $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合、注意喚起を解除
②	①の解除基準に満たない場合、翌日の午前0時をもって自動的に解除

7 有害大気汚染物質の調査結果

(1) 調査概要

区分	調査地点	調査対象物質 〔 ◆：環境基準設定物質 ◇：指針値設定物質 〕	調査回数	分析方 法
一般環境	富山芝園 観測局	<u>VOC</u> ベンゼン(◆) トリクロロエチレン(◆) テトラクロロエチレン(◆) ジクロロメタン(◆) アクリロニトリル(◇) 塩化ビニルモノマー(◇) 塩化メチル(◇) クロロホルム(◇) 1,2-ジクロロエタン(◇) 1,3-ブタジエン(◇) トルエン <u>アルデヒド類</u> アセトアルデヒド(◇) ホルムアルデヒド <u>重金属類</u> 水銀及びその化合物(◇) ニッケル化合物(◇) ヒ素及びその化合物(◇) マンガン及びその化合物(◇) クロム及びその化合物 ベリリウム及びその化合物 <u>酸化エチレン</u> <u>ベンゾ[a]ピレン</u>	1回/月	<u>VOC</u> キャニスター採取-低温濃縮- ガスクロマトグラフ質量分析法 <u>アルデヒド類</u> DNPH捕集管採取-溶媒抽出- 高速液体クロマトグラフ分析法
	小杉太閤 山 観測局		VOC : 1回/月 重金属類 : 1回/2月 その他 : 1回/季	<u>水銀及びその化合物</u> 金アマルガム採取-加熱気化- 原子吸光光度分析法 <u>重金属類 (水銀以外のもの)</u> ハイボリウムエアサンプラー採 取-酸又は圧力容器分解-誘導 結合プラズマ質量分析法
固定発 生源周辺	高岡伏木 観測局	<u>重金属類</u>	1回/2月	<u>酸化エチレン</u> 固相採取-溶媒抽出-ガスクロ マトグラフ質量分析法
	魚津 観測局			<u>ベンゾ[a]ピレン</u> ハイボリウムエアサンプラー採 取-溶媒抽出-高速液体クロマ トグラフ分析法
	福野 観測局			
固定発 生源周辺 及び沿道	高岡大坪 観測局	<u>VOC</u> <u>アルデヒド類</u> <u>ベンゾ[a]ピレン</u>		

(2) 有害大気汚染物質濃度の年度別推移

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物 質		年 度					全国調査結果 平均値 〔平成29年度 ～令和2年度〕	環境基準 又は 指 針 値
		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度		
環境基準 設定物質	ベンゼン	0.60～0.98	0.58～1.0	0.53～0.78	0.48～0.84	0.50～0.83	0.79～0.90	3
	トリクロロ エチレン	<0.1～2.2	<0.1～3.0	<0.1～3.0	<0.1～2.7	<0.1～3.0	0.42～1.3	130
	テトラクロロ エチレン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.086～ 0.11	200
	ジクロロ メタン	1.1～2.6	1.1～4.1	1.1～3.1	0.93～2.2	0.91～4.0	1.3～1.6	150
指針値 設定物質	アクリロ ニトリル	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.050～ 0.069	2
	アセト アルデヒド	1.1～1.7	1.3～1.7	1.1～1.8	1.1～1.5	0.71～1.6	2.0～2.4	120
	塩化ビニル モノマー	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.035～ 0.048	10
	塩化メチル	1.3～1.4	1.3～1.6	1.2～1.4	1.2～1.4	1.3～1.4	1.4	94
	クロロ ホルム	0.20～0.32	0.19～0.50	0.17～0.82	0.18～0.37	0.18～1.0	0.22～0.27	18
	1,2-ジクロロ エタン	0.14～0.17	0.12～0.17	<0.1～0.12	<0.1～0.14	0.10～0.13	0.15～0.19	1.6
	水銀及び その化合物	0.0016～ 0.0018	0.0015～ 0.0019	0.0015～ 0.0024	0.0015～ 0.0023	0.0016～ 0.0020	0.0017～ 0.0019	0.04
	ニッケル 化合物	<0.004	<0.004～ 0.0042	<0.004～ 0.0062	<0.004～ 0.011	<0.004～ 0.0084	0.0025～ 0.0035	0.025
	ヒ素及び その化合物	0.0011～ 0.0014	0.00084～ 0.0010	0.00066～ 0.00084	0.00072～ 0.0011	<0.0006～ 0.0011	0.0012～ 0.0015	0.006
	1,3-ブタ ジエン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.074～ 0.093	2.5
マンガン及び その化合物	<0.014～ 0.026	<0.014	<0.014	<0.014	<0.014	0.020～ 0.023	0.14	
その他優先 取組物質	クロム及び その化合物	<0.005～ 0.0083	<0.005～ 0.0075	<0.005～ 0.0051	<0.005～ 0.0080	<0.005～ 0.016	0.0039～ 0.0047	
	酸 エチレン	0.034～ 0.087	0.062～ 0.097	0.062～ 0.078	0.018～ 0.052	0.036～ 0.038	0.070～ 0.081	
	トルエン	1.8～4.8	1.8～6.9	2.1～5.8	1.9～5.6	1.6～7.2	5.8～7.1	
	ベリリウム及 びその化合物	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.000016～ 0.000020	
	ベンゾ [a] ピレン	0.000052～ 0.000068	<0.00003～ 0.00011	<0.00003～ 0.000088	<0.00003～ 0.000033	<0.00003～ 0.000034	0.00015～ 0.00016	
	ホルム アルデヒド	1.1～1.8	1.6～1.9	1.4～2.1	1.6～1.9	1.1～2.2	2.4～2.6	

8 ダイオキシン類大気環境調査結果

(単位：pg-TEQ/m³)

調査地点		年 度		平成 29 年度		30 年度		令和元年度		2 年度		3 年度	
		夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季
住居地域 (一般環境)	富山市安野屋町	0.011	0.010	0.010	0.0065	0.0092	0.0077	0.016	0.0081	0.0079	0.0073		
	富山市水橋畠等	0.012	0.013	0.0078	0.0063	0.0099	0.0082	0.013	0.0096	0.0083	0.0098		
	富山市婦中町笹倉	0.0076	0.010	0.0087	0.0066	0.0097	0.012	0.0090	0.0082	0.0077	0.010		
	高岡市中川	0.013	0.012	0.020	0.013	-	-	-	-	-	-		
	高岡市広小路	-	-	-	-	0.014	0.021	0.046	0.079	0.036	0.012		
	高岡市戸出	0.015	0.0073	0.013	0.0092	0.0066	0.0065	0.026	0.024	0.019	0.0056		
	氷見市窪	0.0056	0.014	0.013	0.0084	0.0072	0.0051	0.0072	0.010	0.0035	0.010		
	黒部市植木	0.0096	0.0096	0.018	0.011	0.0064	0.026	0.027	0.011	0.0081	0.0088		
	南砺市柴田屋	0.0071	0.011	0.0090	0.012	0.0060	0.014	0.0070	0.0056	0.0040	0.0036		
	射水市中太閤山	0.0088	0.011	0.0076	0.0069	0.0087	0.0067	0.0094	0.0072	0.0058	0.0064		
工業地域 (固定発生源周辺)	富山市蓮町	0.013	0.011	0.010	0.0075	0.012	0.0097	0.015	0.010	0.011	0.012		
	高岡市伏木東一宮	0.0085	0.013	0.0096	0.011	-	-	0.022	0.013	-	-		
	射水市東明中町	0.0057	0.0095	-	-	0.016	0.015	0.015	0.017	0.013	0.0088		
廃棄物焼却 施設周辺 (固定発生源周辺)	高岡市東海老坂	-	-	-	-	0.0074	0.0092	-	-	-	-		
	砺波市太田	-	-	-	-	-	-	-	-	0.064	0.019		
	射水市鷺塚	0.0053	0.012	-	-	-	-	-	-	-	-		
	立山町泊新	-	-	-	-	-	-	0.011	0.0073	-	-		
	朝日町月山	-	-	0.0035	0.0037	-	-	-	-	-	-		
環 境 基 準		0.6											

9 大気汚染防止法に基づく届出状況

(1) ばい煙発生施設

① ばい煙発生施設の届出状況

(令和4年3月31日現在)

市郡名	工場・事業場数	ばい煙発生施設数																			計
		1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	12	13	14	19	21	27	29	30	31	
		ボイラ	ガス発生炉・加熱炉	焙焼炉・焼結炉・煨焼炉	溶鉱炉・転炉・平炉	金属溶解炉	金属加熱炉	石油加熱炉	焼成炉・溶融炉	反応炉・直火炉	乾燥炉	電気炉	廃棄物焼却炉	銅・鉛・亜鉛精錬用施設	塩素・塩化水素反応施設等	複合肥料製造用反応施設等	硝酸製造用施設	ガスタービン	ディーゼル機関	ガス機	
富山市	486	904	5	1	0	5	46	13	62	9	20	4	12	1	2	6	7	38	170	1	1,306
高岡市	195	291	0	0	0	44	22	0	3	10	10	1	6	0	28	0	0	16	37	0	468
魚津市	40	75	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	9	13	0	99
氷見市	38	36	0	1	0	19	2	0	0	0	6	0	3	0	0	0	0	2	11	0	80
滑川市	34	76	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	12	0	91
黒部市	50	101	0	0	0	12	13	0	0	0	8	0	1	1	0	0	0	4	23	0	163
砺波市	54	87	0	0	0	16	1	0	0	0	5	0	2	0	0	0	0	19	11	0	141
小矢部市	47	69	0	0	0	2	3	0	2	0	9	0	0	0	0	0	0	1	6	0	92
南砺市	77	111	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	2	11	0	129
射水市	109	210	0	1	0	29	62	0	0	0	6	11	9	0	1	0	0	7	37	5	378
中新川郡	61	96	0	0	0	31	6	0	2	0	13	0	4	0	0	0	0	2	6	0	160
下新川郡	37	94	0	0	0	14	4	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	8	0	124
計	1,228	2,150	5	3	0	173	159	13	69	19	83	16	41	2	31	6	7	103	345	6	3,231

注 施設の種類の上欄に記載の数字は、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号を表します。

② ばい煙発生施設数の年度別推移

施設の種類の種類		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
1	ボイラ	2,197	2,206	2,188	2,176	2,150
5	金属溶解炉	167	166	167	168	173
6	金属加熱炉	165	162	165	163	159
9	焼成炉・溶融炉	68	67	69	69	69
11	乾燥炉	93	92	86	83	83
13	廃棄物焼却炉	40	38	41	41	41
19	塩素・塩化水素反応施設等	46	46	33	32	31
29	ガスタービン	101	102	103	103	103
30	ディーゼル機関	326	327	340	343	345
その他		83	81	76	77	77
計		3,286	3,287	3,268	3,255	3,231

注 施設の種類の欄に記載の数字は、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号を表します。

(2) 一般粉じん発生施設

① 一般粉じん発生施設の届出状況

(令和4年3月31日現在)

市 郡 名	工 場 ・ 事 業 場 数	一 般 粉 じ ん 発 生 施 設 数					計
		2	3	4	5	計	
		堆 積 場	ベルトコンベア バケツトコンベア	破 碎 機 摩 碎 機	ふ る い		
富 山 市	88	139	72	83	16	310	
高 岡 市	38	61	87	25	7	180	
魚 津 市	16	13	2	12	2	29	
氷 見 市	11	13	35	12	8	68	
滑 川 市	9	18	2	3	1	24	
黒 部 市	16	22	13	25	13	73	
砺 波 市	12	13	20	14	2	49	
小 矢 部 市	24	28	15	28	5	76	
南 砺 市	25	27	26	19	4	76	
射 水 市	21	33	60	9	5	107	
中 新 川 郡	28	34	40	49	12	135	
下 新 川 郡	16	20	43	9	1	73	
計	304	421	415	288	76	1,200	

注 施設の種類の上欄に記載の数字は、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号を表します。

② 一般粉じん発生施設数の年度別推移

施 設 の 種 類		年 度	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
2	堆 積 場		430	435	425	417	421
3	ベルトコンベア バケツトコンベア		442	410	403	409	415
4	破 碎 機		283	299	292	286	288
5	ふ る い		70	74	71	75	76
計			1,225	1,218	1,191	1,187	1,200

注 施設の種類の欄に記載の数字は、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号を表します。

(3) 揮発性有機化合物（VOC）排出施設

① 揮発性有機化合物（VOC）排出施設の届出状況

(令和4年3月31日現在)

市 郡 名	工 場 ・ 事 業 場 数	V O C 排 出 施 設 数						
		1	2	4	5	6	7	計
		化学製品製造用乾燥施設	吹付塗装施設	接着用乾燥施設 (印刷回路、粘着テープ等、包装材料製造用)	接着用乾燥施設 (4項・木材、木製品製造用を除く。)	オフセット輪転印刷用乾燥施設	グラビア印刷用乾燥施設	
富山市	5	1	5	2	1	0	3	12
高岡市	2	3	0	0	0	0	0	3
魚津市	0	0	0	0	0	0	0	0
氷見市	0	0	0	0	0	0	0	0
滑川市	2	0	0	1	0	4	0	5
黒部市	1	0	0	3	0	0	0	3
砺波市	0	0	0	0	0	0	0	0
小矢部市	0	0	0	0	0	0	0	0
南砺市	0	0	0	0	0	0	0	0
射水市	1	0	1	0	0	0	0	1
中新川郡	0	0	0	0	0	0	0	0
下新川郡	1	0	0	1	2	0	0	3
計	12	4	6	7	3	4	3	27

注 施設の種類の上欄に記載の数字は、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号を表します。

② 揮発性有機化合物（VOC）排出施設数の年度別推移

施設の種類の		年 度				
		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
1	化学製品製造用乾燥施設	4	4	4	4	4
2	吹付塗装施設	6	6	6	6	6
4	接着用乾燥施設 (印刷回路、粘着テープ等、包装材料製造用)	9	9	7	7	7
5	接着用乾燥施設 (4項・木材、木製品製造用を除く。)	5	5	2	2	3
6	オフセット輪転印刷用乾燥施設	4	4	4	4	4
7	グラビア印刷用乾燥施設	3	3	3	3	3
計		31	31	26	26	27

注 施設の種類の欄に記載の数字は、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号を表します。

(4) 水銀排出施設

① 水銀排出施設の届出状況

(令和4年3月31日現在)

市 郡 名	工 場 ・ 事 業 場 数	水 銀 排 出 施 設 数					計
		1	2	4	5	8	
		小型石炭混焼ボイラー	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー	鉛又は亜鉛の一次精錬用施設	銅、鉛又は亜鉛の二次精錬用施設	廃棄物焼却炉	
富山市	10	0	0	0	0	12	12
高岡市	4	1	0	0	0	6	7
魚津市	0	0	0	0	0	0	0
氷見市	1	0	0	0	0	3	3
滑川市	0	0	0	0	0	0	0
黒部市	1	0	0	0	1	1	2
砺波市	1	0	0	0	0	2	2
小矢部市	0	0	0	0	0	0	0
南砺市	1	0	0	0	0	1	1
射水市	5	0	2	0	0	8	10
中新川郡	2	0	0	0	0	6	6
下新川郡	1	0	0	0	0	3	3
計	26	1	2	0	1	42	46

注 施設の種類の上欄に記載の数字は、大気汚染防止法施行規則別表第3の3に掲げる項番号を表します。

② 水銀排出施設数の年度別推移

施設の種類		年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度
1	小型石炭混焼ボイラー		1	1	1	1
2	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー		2	2	2	2
4	鉛又は亜鉛の一次精錬用施設		1	0	0	0
5	銅、鉛又は亜鉛の二次精錬用施設		0	1	1	1
8	廃棄物焼却炉		43	42	42	42
計			47	46	46	46

注 施設の種類の欄に記載の数字は、大気汚染防止法施行規則別表第3の3に掲げる項番号を表します。

10 富山県公害防止条例に基づく届出状況

① 特定施設設置工場・事業場の届出状況

(令和4年3月31日現在)

市 郡 名	特定施設設置工場・事業場数			市 郡 名	特定施設設置工場・事業場数		
	ばい煙	粉じん又は 有害ガス	計		ばい煙	粉じん又は 有害ガス	計
富山市	12	358	370	小矢部市	17	2	19
高岡市	10	726	736	南砺市	3	116	119
魚津市	2	33	35	射水市	8	93	101
氷見市	3	40	43	中新川郡	5	40	45
滑川市	1	63	64	下新川郡	1	22	23
黒部市	4	54	58	計	97	1,682	1,779
砺波市	31	135	166				

② 特定施設設置工場・事業場数の年度別推移

施設の種類 \ 年 度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
ばい煙	138	101	101	97	97
粉じん又は有害ガス	1,660	1,681	1,680	1,683	1,682
計	1,798	1,782	1,781	1,780	1,779

11 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設(大気基準適用施設)の届出状況

① 特定施設の届出状況

(令和4年3月31日現在)

市 郡 名	工 場・ 事業場数	特 定 施 設 数				計
		2	4	5		
		製鋼用電気炉	アルミニウム 合金製造施設	廃棄物焼却炉		
富 山 市	30	1	5	31	37	
高 岡 市	13	0	13	10	23	
魚 津 市	2	0	0	2	2	
氷 見 市	2	0	1	3	4	
滑 川 市	1	0	0	1	1	
黒 部 市	7	0	2	6	8	
砺 波 市	5	0	0	6	6	
小 矢 部 市	6	0	7	4	11	
南 砺 市	6	0	1	5	6	
射 水 市	10	1	16	11	28	
中 新 川 郡	3	0	0	8	8	
下 新 川 郡	1	0	0	3	3	
計	86	2	45	90	137	

注 施設の種類の上欄に記載の数字は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1に掲げる項番号を表します。

② 特定施設数の年度別推移

施設の種類		年 度	平成 29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度
2	製 鋼 用 電 気 炉		2	2	2	2	2
4	アルミニウム合金製造施設		42	48	45	45	45
5	廃 棄 物 焼 却 炉		97	92	91	89	90
計			141	142	138	136	137

注 施設の種類の欄に記載の数字は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1に掲げる項番号を表します。

12 県政モニターアンケート結果

(1) 調査の概要

- ① 調査期間 令和4年2月～3月
- ② 調査方法 郵送、電子申請
- ③ 調査対象 県政モニター 197名
- ④ 回収数(率) 179名 (90.9%)
- ⑤ 調査内容 大気環境計画(ブルースカイ計画)改定のためのアンケート調査

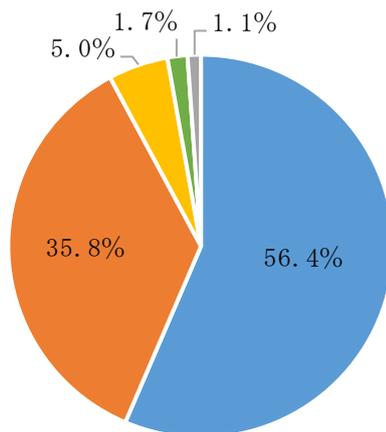
(2) 調査結果の概要

(※回答率は、小数点第2位を四捨五入したため、合計が100%にならない場合があります。)

○ 大気環境に関して感じておられることなどについて、お尋ねします。

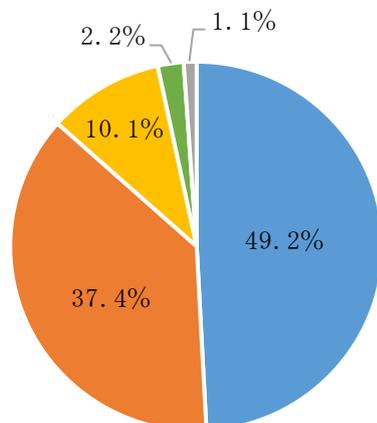
問1 最近の晴れた日の本県の空のイメージとして、次の(1)～(3)の項目に対してどのように感じていますか。

(1) きれい



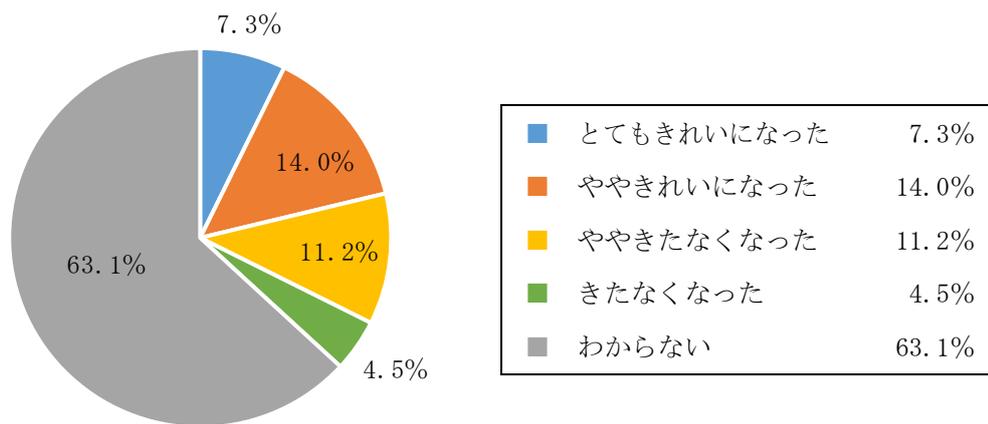
あてはまる	56.4%
ややあてはまる	35.8%
あまりあてはまらない	5.0%
あてはまらない	1.7%
わからない	1.1%

(2) さわやか

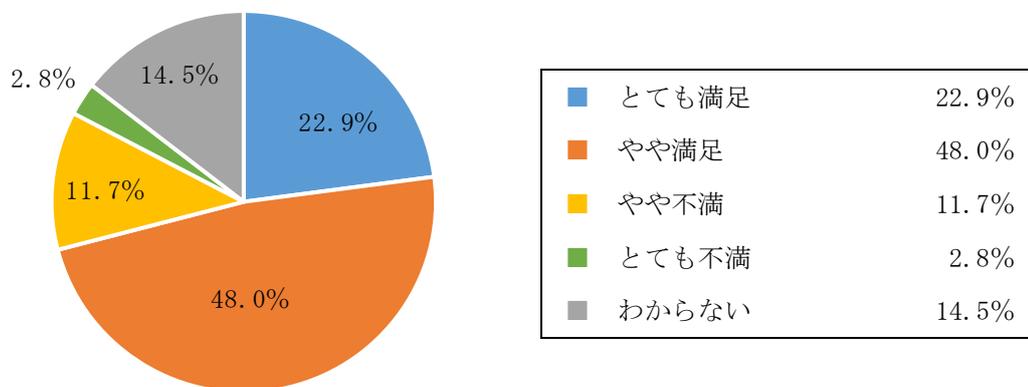


あてはまる	49.2%
ややあてはまる	37.4%
あまりあてはまらない	10.1%
あてはまらない	2.2%
わからない	1.1%

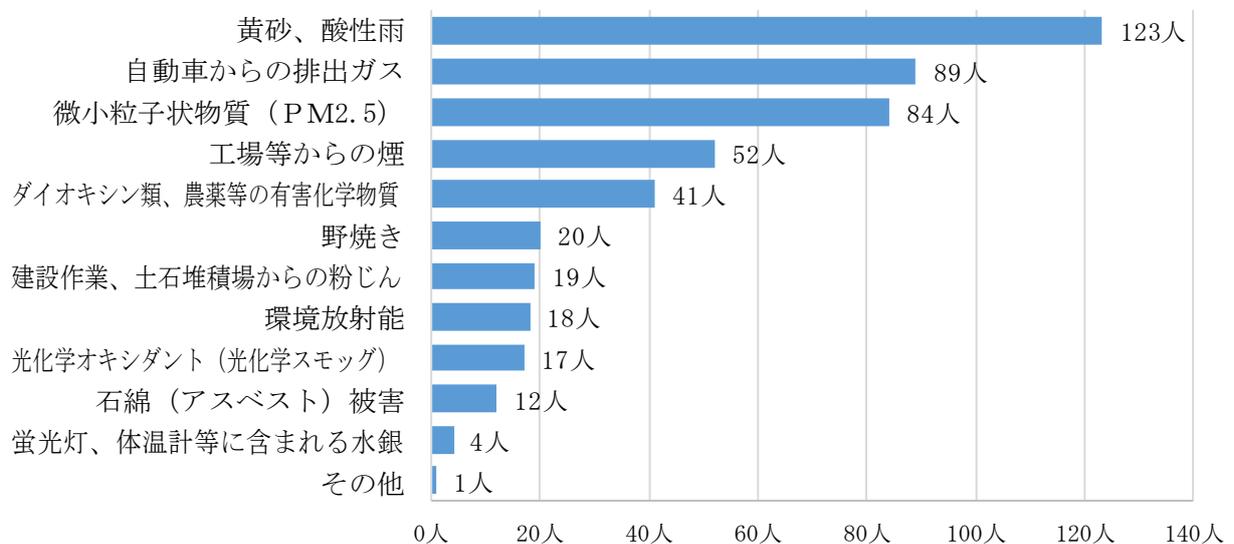
(3) 10年程前と比べて



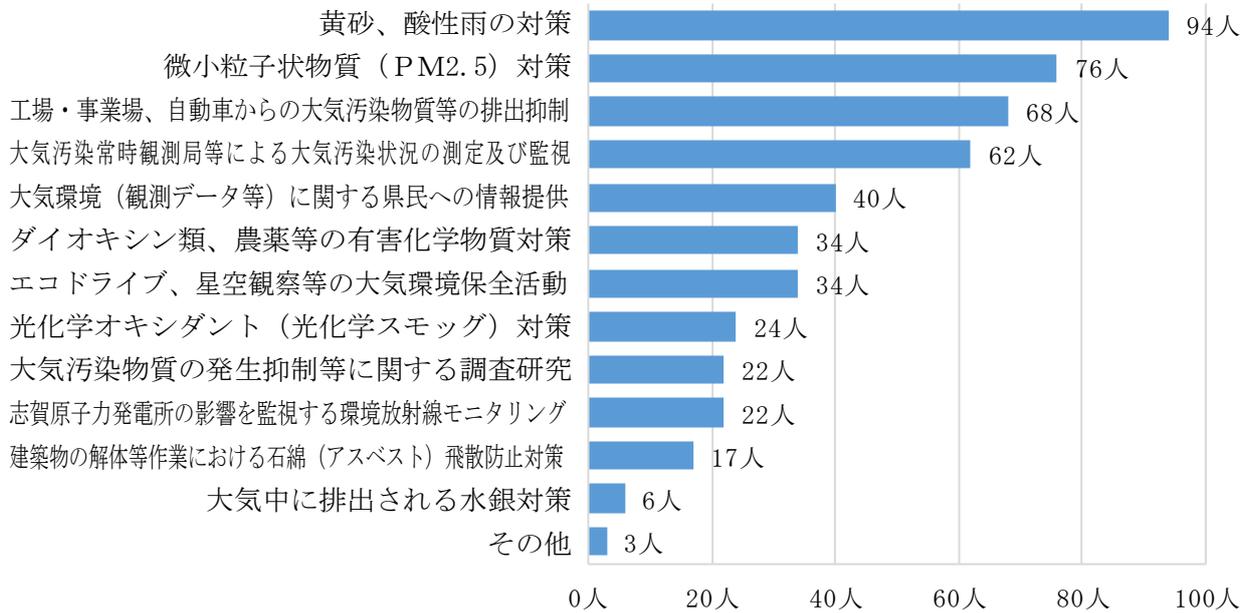
問2 本県の大気環境の現状について、どのくらい満足していますか。



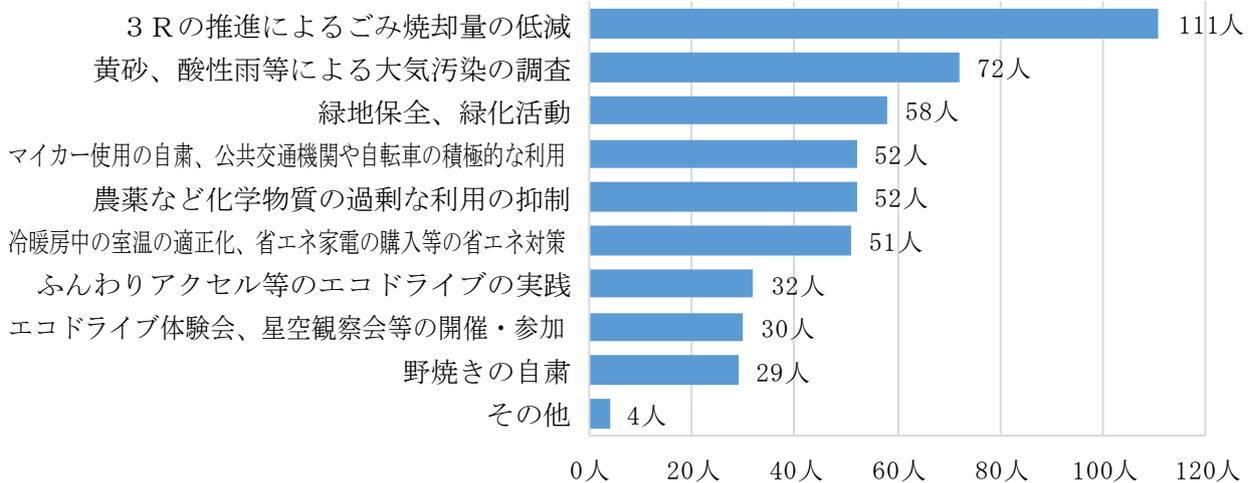
問3 次にあげる大気環境に関する問題のうち、最近、関心のあるものは何ですか。
(3つまで選択)



問4 大気環境計画の見直しにあたり、充実を希望する大気環境保全施策は何ですか。(3つまで選択)

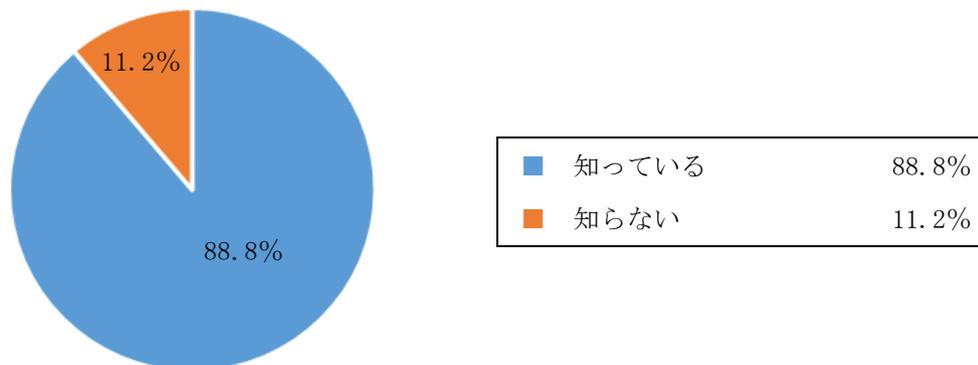


問5 大気環境の保全に関し、県民や民間団体が取り組んだ方が良いと思う環境保全活動は何ですか。(3つまで選択)

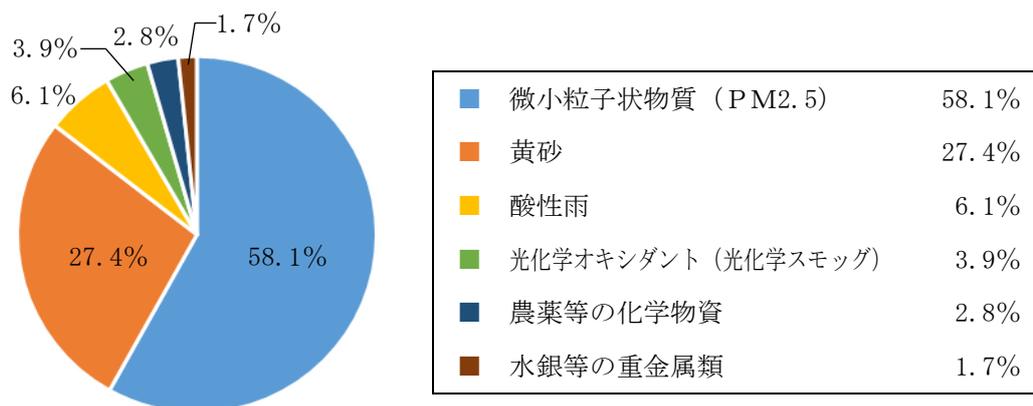


○ 広域的な大気汚染について、お尋ねします。

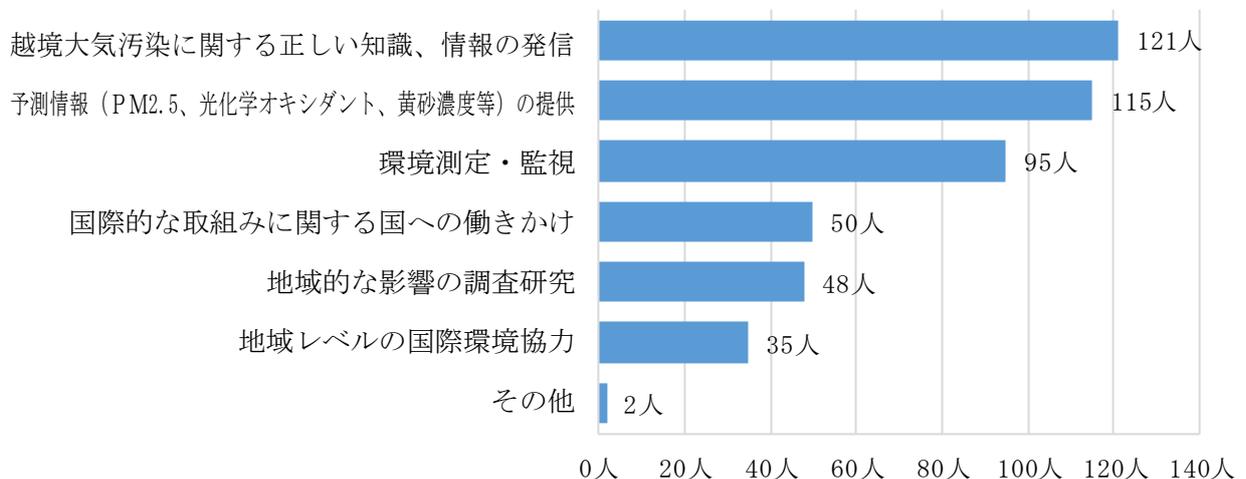
問6 他国で発生した大気汚染物質が国境を越えて日本に飛来してきていること（越境大気汚染）を知っていますか。



問7 越境大気汚染で関心があるのは何ですか。

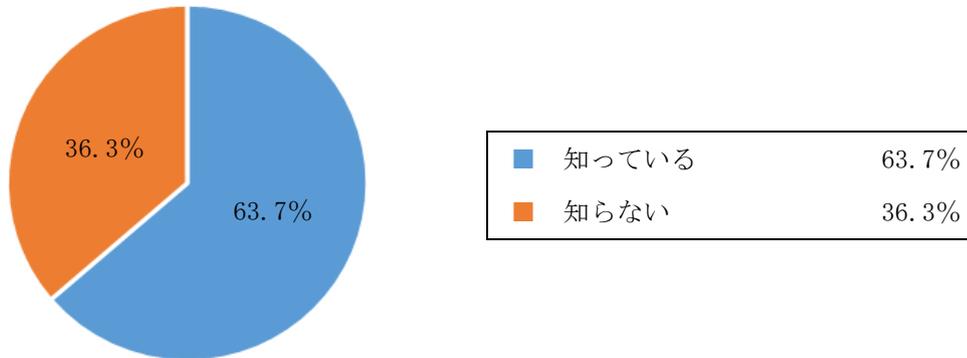


問8 越境大気汚染対策として、地方公共団体に求められる取組みは何ですか。（3つまで選択）



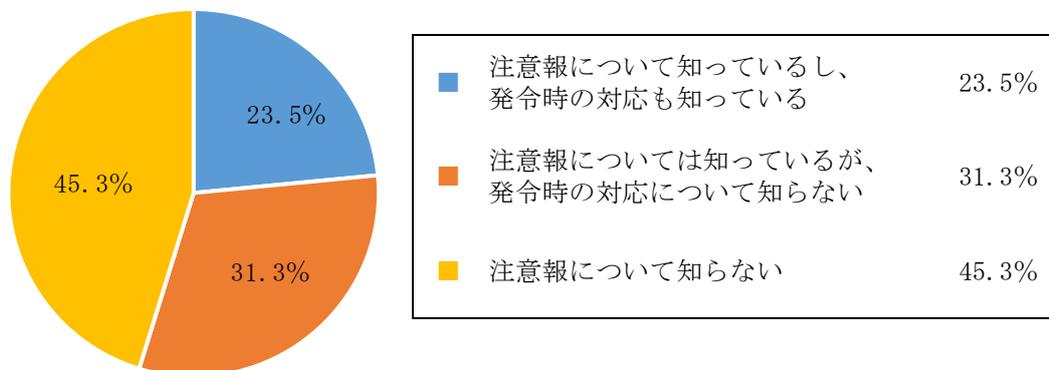
○ 光化学オキシダントについて、お尋ねします。

問9 光化学オキシダントの濃度が一定レベルを超えると、目がチカチカしたり、のどが痛くなったりするのを知っていますか。

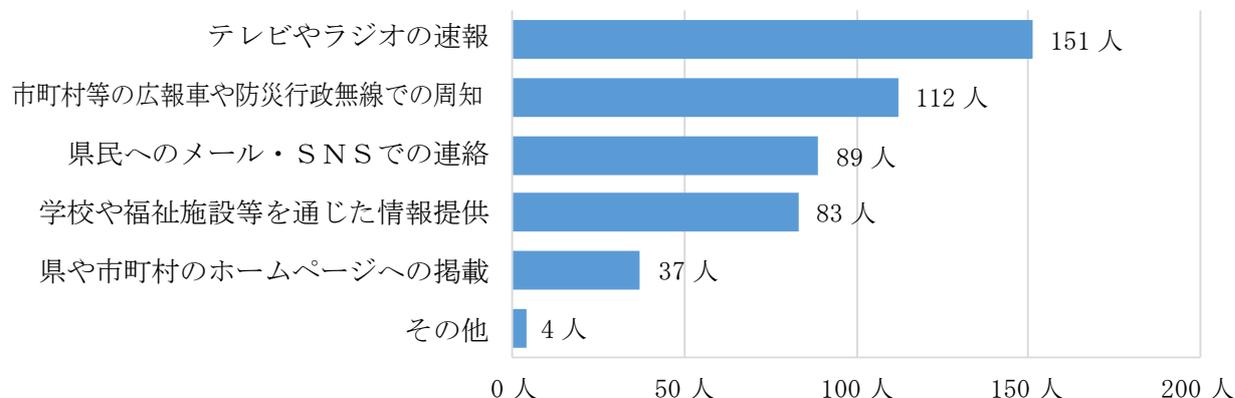


問10 光化学オキシダントの濃度が一定レベルを超えた場合、県は「光化学オキシダント注意報」を発令し、健康被害を防止するため、屋外での活動や自動車の運転を控えるなどの対応を呼びかけています。

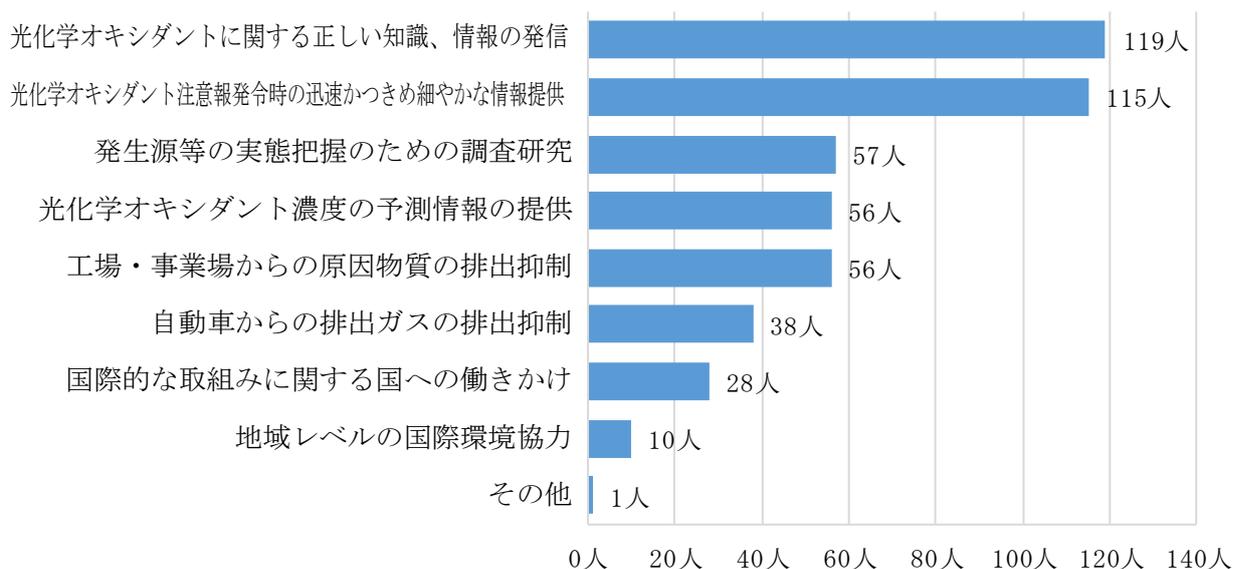
このことについてあてはまるものを1つだけ選んでください。



問 11 「光化学オキシダント注意報」は、県内約 1,300 機関を通じて、県民の皆さんに情報提供しています。発令時の情報提供について、どのような方法で行われることが望ましいですか。(3つまで選択)



問 12 光化学オキシダント対策として、地方公共団体に求められる取組みは何ですか。(3つまで選択)



用語集

【あ】

アクリロニトリル[C₃H₃N]

シアン化ビニルとも呼ばれ、かすかな刺激臭を有する無色あるいは薄黄色の液体で、引火性が高く、アセトン、ベンゼン等ほとんどの有機溶剤と混合する。アクリル繊維、合成ゴム、合成樹脂、接着剤等の原料として使用されている。目、鼻、のどを刺激するほか、吸入すると胸痛、息切れし意識を失うことがある。皮膚からも吸収され同様の症状が現れる。

アスベスト

→ 「石綿」参照。

アセトアルデヒド[C₂H₄O]

刺激性で息が詰まるにおいがあり、薄い濃度ではフルーティーな香りを持つ無色の揮発性の物質である。酢酸や種々のアルデヒド類等の製造原料、魚の防腐剤、防かび剤、写真現像用薬品、燃料配合剤、還元剤、医療用薬品、香料などとして使用されている。マスト細胞などからヒスタミンを遊離させる働きもあるため、これによってぜん息症状が悪化する。

【い】

硫黄酸化物[SO_x]

硫黄の酸化物の総称であり、二酸化硫黄、三酸化硫黄等が含まれる。油や石炭等を燃焼したときに含有されている硫黄分が酸化されて発生する。大気中では、ほとんどが二酸化硫黄として存在する。二酸化硫黄は、刺激臭を有する無色の気体で、水に溶けやすい。ぜん息などの原因物質として知られ、高濃度のときは、目の粘膜に刺激を与えるとともに呼吸器にも影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になるといわれている。

石綿

石綿（イシワタ又はセキメン）又はアスベストといわれる。天然に生成した極めて細かい鉱物繊維（髪の毛の 5,000 分の 1 程度）で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く丈夫で変化しにくいという特性を持ち、建材（吹付け材、保温・断熱材、スレート材など）として昭和 30 年頃から使用されてきた。他に摩擦材（自動車のブレーキ部品など）、シール断熱材などの用途があった。しかし、石綿を吸入することによって中皮腫、肺がん等の健康被害が生じることから、現在では使用禁止となっている。

石綿含有建材

石綿が0.1重量%以上使用された建築材料全てを指す。具体的には、石綿含有吹付け材、石綿含有断熱材等、石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材を指す。

一酸化炭素[CO]

燃料に含まれる炭素化合物の不完全燃焼等により発生する。無色無臭の気体で、吸入することにより一酸化炭素が血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害する。

一斉省エネデー

地球温暖化防止の取組みを実践するきっかけとなるよう、県が、毎年夏季・冬季の2回、事業者（オフィス）や公共施設、家庭での一斉消灯などの省エネ活動を呼びかけるキャンペーンである。

一般環境観測局

地域における汚染状況の継続的な把握や汚染防止対策の効果の把握等のため、大気の汚染状況を常時監視する観測局である。

【う】

ウェルビーイング

世界保健機関（WHO）憲章の前文において、「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態（=well-being）にあること」と定義されている。

本県では、令和4年2月に策定した「富山県成長戦略」において、「収入や健康といった外形的な価値だけでなく、キャリアなど社会的な立場、周囲の人間関係や地域社会とのつながりなども含めて、自分らしくいきいきと生きられること、主観的な幸福度を重視した「真の幸せ」（ウェルビーイング）を目指すことが経済成長の目的となり、手段でもある。」と考え、成長戦略の核に据えている。

【え】

エコアクション21（EA21）

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムで、組織や事業者等が環境への取組みを自主的に行うための方法を定めている。あらゆる事業者が効果的、効率的、継続的に取り組めるよう工夫されている。

エコドライブ

環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用の取組みのことである。発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進する「ふんわりアクセル「eスタート」」など、10の取組み（エコドライブ10）を推進している。

エコドライブとやま推進協議会

県民及び事業者によるエコドライブの効果的かつ効率的な普及促進を図ることを目的として、平成20年7月に設立された協議会である。自動車・消費者団体や行政機関など24団体で構成され、県民や事業者が「ふんわりアクセル」や「早めのアクセルオフ」などの実践を宣言する「とやまエコドライブ宣言」を推進している。

エコノワとやま

県民及び事業者の環境保全活動の普及拡大を図るため、ウェブサイト「エコノワとやま」により、県内の事業者・団体などが実施している環境保全活動情報等を発信している。

越境大気汚染

他国で発生した大気汚染物質が国境を越えて日本まで到達することである。運ばれる汚染物質には、酸性雨の原因物質になる硫黄酸化物や窒素酸化物、また残留性有機汚染物質（POPs）や重金属などがあり、土壌粒子（黄砂など）に付着して遠隔地の環境に影響を及ぼす。

塩化ビニルモノマー[C_2H_3Cl]

クロロエチレンとも呼ばれ、かすかに甘味のおいさを有する無色の気体で、水に溶けにくく、有機溶剤に溶ける。引火性が高い。ポリ塩化ビニルなどの合成原料に使用されている。目を刺激するほか、発がん性がある。

塩化メチル[CH_3Cl]

室温では無色のガスである。非常に蒸気圧が高く、水に溶けやすい。主にシリコン樹脂の合成原料として使用されている。他にメチルセルロース、界面活性剤や農薬の原料、ポリスチレン・フォーム等の発泡剤、ブチルゴム反応溶媒として使用されている。塩化メチルへの曝露によって神経系への影響、消化管への影響、肝臓、腎臓への影響、錐体外路の障害等が報告されている。

【お】

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表の温度を上昇させる働きのあるガスである。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）、ハイドロフルオロカーボン類（ $HFCs$ ）、パーフルオロカーボン類（ $PFCS$ ）、六ふっ化硫黄（ SF_6 ）、三ふっ化窒素（ NF_3 ）の7種類を対象として定めている。

【か】

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量や二酸化炭素回収・有効利用・貯留（CCUS：Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage）などによる除去量を差し引いた合計がゼロの状態のことである。

化学物質管理計画策定ガイドライン

事業者による自主的な化学物質の適正管理を推進するため、事業者が化学物質管理計画を策定する際の参考になるよう、県が作成したガイドラインである。ガイドラインでは、計画に盛り込むべき内容として、国が定めた化学物質管理指針に掲げるもののほか、具体的な排出量等の削減目標の設定方法や事故時の措置に関する内容等を紹

介している。

環境影響評価（環境アセスメント）

開発事業の実施に先立ち、それが大気、水質、生物等環境に及ぼす影響について事前に調査、予測、評価を行うとともに、環境の保全のための措置を検討し、環境への影響の回避や低減を図る仕組みである。

環境楽習室エコ・ラボとやま

展示や実験・体験、映像紹介を通じて、様々な環境問題を「見て」・「ふれて」・「学ぶ」施設として、令和2年10月に環境科学センター内に開設した。富山県が公害に苦しんだ時代から現在までの環境の歴史のほか、大気や水質、海岸漂着物に関する展示、環境を題材にしたリサイクル工作、機器を使った騒音や放射線の測定など、楽しく環境について学べる施設である。

環境基準

環境基本法等に基づき、政府が定める人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境の質の基準である。大気、水質、土壌及び騒音についての基準が定められている。

環境とやま県民会議

循環型社会と脱炭素社会の構築を目指し、県民、事業者、報道機関、行政等の協力のもと、県民総ぐるみでエコライフスタイルを積極的に推進することを目的として、平成19年6月に設立された県民会議である（115団体で構成）。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいい、工場からの排ガスや排水だけでなく、家庭からの生活排水やごみの排出、自動車の排ガス等も含まれる。

環境放射能

環境中に存在する放射能で、宇宙からのエネルギーにより大気中で生成する物質や地殻中に存在する物質による自然的なもの、原子力の利用等に由来する人工的なものがある。

環境保全技術講習会

環境行政の動向や環境保全技術に関する情報提供等を行うことを目的として、県が、県内の工場・事業場、関係行政機関等の環境担当者を対象に、年に1回程度開催している講習会である。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んで

いくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。国際的な環境マネジメントシステム規格の代表としてISO14001がある。また、環境省が定めた日本独自の規格としてエコアクション21がある。

環境リスク

環境中に排出された化学物質が人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのことである。環境リスクの大きさは、化学物質の有害性の程度と、呼吸、飲食、皮膚接触などの経路でどれだけ化学物質に接したか（曝露量）で決まる。

緩衝緑地

大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和もしくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的として造成される緑地である。一般的に、公害や災害の発生が危惧される地域と居住地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置に設置される。

環日本海環境協力センター（(公財) 環日本海環境協力センター（NPEC : Northwest Pacific Region Environmental Cooperation Center）

良好な環境が将来にわたって維持されるよう、沿岸諸国や地域等の連携協力のもとに、日本海及び黄海における海洋環境保全に寄与することを目的として、平成10年9月に富山市に設立された公益財団法人である。

【き】

揮発性有機化合物（VOC : Volatile Organic Compounds）

塗料やシンナー等に含まれるトルエン、キシレンなど、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（メタン等の一部の物質を除く。）のことである。

【く】

クラウドサービス

従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由でサービスとして利用者に提供するものである。利用者側が最低限の環境（パーソナルコンピュータや携帯情報端末などのクライアント、その上で動くウェブブラウザ、インターネット接続環境など）を用意することで、どの端末からでも、様々なサービスを利用することができる。

グリーン購入

環境への負荷ができるだけ少ない商品やサービスを選んで購入することである。「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、国や地方公共団体等の公的機関は、率先して、環境負荷低減に資する製品・サービスの調達を推進している。

クロロホルム[CHCl₃]

トリクロロメタンとも呼ばれ、エーテルのようなにおいを有する無色透明の液体で、水に溶けにくく、有機溶剤と混合する。かつては麻酔剤、消毒剤等に使用されていたが、毒性のため使用されなくなった。フッ素系樹脂の原料や溶剤などに使用されている。目、鼻、のど、皮膚を刺激するほか、吸入すると強い麻酔作用があり、めまい、頭痛、嘔吐を起こす。発がん性の疑いがある。

【け】

健康リスク

人の健康に生ずる障害又はその発生頻度や重大性のことである。

建築物石綿含有建材調査者

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）に基づく講習を修了した特定建築物石綿含有建材調査者又は一般建築物石綿含有建材調査者等のことである。令和5年10月からは、これらの資格者等に、建築物の石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を行わせることが義務化される。

【こ】

高圧ガス保安法

高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保することを目的とした法律である。

公害審査会

富山県公害紛争処理条例に基づき設置しており、公害に係る民事上の紛争について、公正・中立な立場であっせん、調停及び仲裁を行う審査会である。

光化学オキシダント

揮発性有機化合物（VOC）などが大気中で太陽の紫外線により光化学反応を起こし二次的に生成する物質で、目やのどの痛みなどを引き起こすおそれがある。

黄砂

中国大陸内陸部のタクラマカン砂漠、ゴビ砂漠や黄土高原など乾燥・半乾燥地域で、風によって数千メートルの高度まで巻き上げられた土壌・鉱物粒子が、偏西風に乗って日本に飛来し、大気中に浮遊あるいは降下する現象である。

交通流の分散化

交通渋滞の緩和を目的として、バイパスの整備や立体交差化等を行い、道路に流れる車の量を拡散させることである。

【さ】

再生可能エネルギー（再エネ）

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称である。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することである。

里山林の整備面積

「富山県森づくりプラン（令和3年10月改訂）」に基づき、野生生物との棲み分けや生物多様性の保全などを目指し、地域住民との協働により、生活に密着した明るい里山の再生に取り組み、整備した面積である。

酸性雨

主として化石燃料の燃焼で生ずる硫黄酸化物や窒素酸化物等により、酸性の度合いが強くなった（pHが低くなった）雨、霧、雪等のことである。雨水は大気中の二酸化炭素を吸収し、大気が酸性物質に汚染されていなくても弱い酸性を示すため、一般的にはpHが5.6以下の場合を酸性雨という。

【し】

ジクロロメタン[CH₂Cl₂]

塩化メチレンとも呼ばれ、エーテルのようなにおいを有する揮発しやすい無色の液体で、不燃性で水に溶けにくく有機溶剤と混合する。金属部品や電子部品の加工段階で用いた油の除去、塗料剥離剤、不燃化剤などに使用されている。目、鼻、のどを刺激するほか、吸入すると麻酔作用があり、頭痛、めまい、吐き気を起こす。発がん性がある。

指針値

環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値である。環境基本法に基づき定められる環境基準とは性格及び位置づけが異なる。現在行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されている。

自動車排出ガス観測局

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する観測局である。

小水力発電所

水力発電のうち、ダム等に設置された大規模な水力発電ではなく、河川や水路に設置した水車などを用いて、タービンを回し発電する小規模（出力1,000kW以下）な水力発電所である。

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再

資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

新交通管理システム（UTMS：Universal Traffic Management Systems）

光ビーコンを用いた個々の車両と交通管制システムとの双方向通信等の高度な情報通信技術により、「安全・快適にして環境にやさしい交通社会」の実現を目指すシステムである。

【す】

水銀及びその化合物

金属水銀のほか塩化水銀、酸化水銀などの化合物が含まれるが、大気環境中では大部分が金属水銀（水銀蒸気）として存在する。水銀は無臭銀白色の液体で、電池や蛍光灯の原料、合成化学用の触媒などに使用されている。皮膚や目を刺激するほか、吸引すると食欲不振、頭痛、全身倦怠、嘔吐などを起こす。

水銀に関する水俣条約

水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策を世界的に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、越境汚染をはじめとする地球規模の水銀汚染の防止を目指すことを目的として、平成 29 年 8 月に発効した条約である。条約の名称は、水俣病と同様の健康被害や環境破壊を繰り返してはならないとの決意から決定された。

スターウォッチング

星の見え方は、空気のきれいさや街のあかりなど、大気環境と密接に関係していることから、身の回りの環境について考え、エコライフスタイルの実践を促すため、環境省や県が呼びかけている大気環境保全活動である。定められた星を観察し、どのくらい暗い星まで見えたかを調べることにより、大気環境のよさを評価する。

【た】

第一種指定化学物質

P R T R 制度の対象となる化学物質は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」上「第一種指定化学物質」として定義されている。具体的には、人や生態系への有害性（オゾン層破壊性を含む）があり、環境中に広く存在する（暴露可能性がある）と認められる物質として、計 462 物質が指定されている。化管法政令改正により、令和 5 年 4 月以降は 515 物質になる。

ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（略称：PCDD、75 種類）、ポリ塩化ジベンゾフラン（略称：PCDF、135 種類）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称と定義されている。通常は無色の固体で、水に溶けにくく

蒸発しにくい物質で、脂肪などには溶けやすい。ごみの焼却など物の燃焼過程等で非意図的に生成される。ダイオキシン類の中でも毒性が強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（略称：2,3,7,8-TCDD [2,3,7,8-tetrachlorodibenzo-p-dioxin]）については、高濃度の曝露で発がん性が確認されている。

ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的とした法律である。

大気汚染常時観測局適正配置計画

大気汚染の状況を効率的かつ適切に監視することを目的として、県が平成 31 年 4 月に策定した計画である。この計画に基づき、これまでの 26 局を一般環境観測局 16 局、自動車排出ガス局 3 局の計 19 局とする新たな監視体制とした。

大気汚染防止法

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とした法律である。

【ち】

地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、知事の委嘱により、地域での温室効果ガスの削減に向けた普及啓発活動を担う方である。

窒素酸化物[NOx]

窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素、二酸化窒素等が含まれる。窒素分を含む石油などの燃焼によるほか、燃焼時に空気中の窒素が酸化されて発生し、その発生源は、工場や自動車、家庭など多種多様である。高濃度では、ぜん息に似た症状の発症に関連があるといわれており、目、鼻等を刺激し呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学オキシダントの原因物質でもある。

注意喚起の暫定指針

微小粒子状物質（PM2.5）に関する国民の関心を踏まえ、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい水準である環境基準とは別に、その時点の疫学知見を考

慮して、健康影響が出現する可能性が高くなると予測される濃度水準を、法令等に基づかない注意喚起のための「暫定的な指針となる値」として、環境省が平成25年3月に示したものである。

仲裁

紛争解決を公害紛争処理機関にゆだね、その判断に従うことを合意し、その判断によって紛争の解決を図る手続きである。

調停

公害紛争処理機関が当事者の間に入って両者の話し合いを積極的にリードし、双方の互譲に基づく合意によって紛争の解決を図る手続きである。

【て】

テトラクロロエチレン[C₂Cl₄]

パークレン、四塩化エチレンとも呼ばれ、エーテルのようなにおいを有する無色の液体で、水に溶けにくく有機溶剤と混合する。金属部品の脱脂洗浄やクリーニングの洗剤などに使用されている。目、鼻、のど、皮膚を刺激するほか、吸引すると麻酔作用があり、頭痛、めまい、嘔吐などを起こす。発がん性が疑われている。

出前県庁しごと談義

地域の団体（自治会、企業、サークル、学校、NPO等）が開催する集会等に県職員が出向き、県政の様々な分野から要望のあったテーマについて説明し、意見交換を行うものである。

電動車

電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）及びハイブリッド車（HV）のことである。

【と】

道路交通情報通信システム（VICS：Vehicle Information and Communication System）

ドライバーの利便性の向上、渋滞の解消・緩和等を図るため、渋滞状況、所要時間、工事・交通規制等に関する道路交通情報を、道路上に設置したビーコンやFM多重放送により、ナビゲーションシステム等の車載機へリアルタイムに提供するシステムである。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）

特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律である。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（公害防止管理者法）

公害防止統括者等の制度を設けることにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もって公害の防止に資することを目的とした法律である。

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）

特定原動機及び特定特殊自動車について技術上の基準を定め、特定特殊自動車の使用について必要な規制を行うこと等により、特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とした法律である。

都市公園の面積

都市公園法に基づき、県又は市町村が、計画的な「まちづくり」の一環として整備管理する公園や緑地の面積である。

とやま環境財団（（公財）とやま環境財団）

身近な環境問題から地球規模までの幅広い環境問題の解決に向け、県民、企業、行政が一体となって地域に根ざした環境保全活動に取り組んでいくことを目的として、平成3年7月に富山市に設立された公益財団法人である。

とやま環境未来チャレンジ事業

地球温暖化防止に向けた県民意識啓発事業の一環として、「とやま環境未来チャレンジ（とやま環境チャレンジ10）」を小学校、地球温暖化防止活動推進員及び市町村と連携して実施している。県内の10歳の児童（小学校4年生）が、地球温暖化問題を学び、目標を決めて家族とともに家庭での対策を実践・自己評価するという一連の取組みを通じて、環境に配慮したライフスタイルへの理解を促し、家庭における地球温暖化対策の定着を図っている。

富山県カーボンニュートラル戦略

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、温室効果ガスの排出削減や再生可能エネルギーの導入拡大等を図るため、県が令和5年3月に策定した戦略である。

富山県カーボンニュートラル戦略—県庁の率先行動—

県庁の事務事業における地球温暖化対策の推進に向け、職員、組織が一丸となって徹底した省エネルギー・省資源対策、再生可能エネルギーの導入に取り組むため、令和5年3月に、現行の「新県庁エコプラン」を富山県カーボンニュートラル戦略の「県庁の率先行動」として位置づけて内容を改定したものである。

富山県環境影響評価条例

規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境影響評価の手続き等を定めた県の条例である。

富山県環境基本計画

富山県環境基本条例に基づき、快適で恵み豊かな環境の保全と創造に関する施策の基本的な考え方、長期的な目標、必要な推進事項を盛り込んだ計画である。令和4年3月に第4次となる計画を策定した。

富山県環境教育等行動計画

環境教育に関わる様々な主体が協働して具体的な行動を起こし、地域に根ざした環境保全活動をさらに進めるため、県が平成29年3月に策定した計画である。

富山県グリーン購入調達方針

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、県においても、環境負荷の低減に配慮した製品や役務の調達の推進に努めるものとして、物品の購入及び各種サービスの利用について、県が定めた方針である。

富山県大気汚染緊急時対策要綱

硫黄酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素による大気汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合等における緊急時対策を定め、緊急事態の改善を図ることを目的として、大気汚染防止法に基づき県が定めた要綱である。

富山県中小企業脱炭素社会推進資金環境施設整備枠融資制度

中小企業者に対し、環境への負荷の低減のための施設の整備等に要する資金を融資することにより、環境の保全及び創造を推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした制度である。

富山県微小粒子状物質注意喚起実施要領

富山県内で微小粒子状物質（PM_{2.5}）による大気汚染のため県下全域にわたって健康影響の可能性が懸念される場合に、参考情報として広く県民に注意を促し、人の健康への影響の防止を図ることを目的として、県が定めた要領である。

トリクロロエチレン[C₂HCl₃]

トリクレンとも呼ばれ、クロロホルムのようなにおいを有する無色の液体で、水に溶けにくく有機溶剤と混合する。金属部品の脱脂洗浄に使われるほか、化学製品等の原料や溶媒等としても使用されている。目、鼻、のど、皮膚を刺激するほか、吸入すると麻酔作用があり、頭痛、めまい、嘔吐などを起こすことがある。発がん性が疑われている。

【な】

夏休み子ども科学研究室

次代を担う青少年が、科学技術に触れ親しむ機会を通じて、その関心や理解を深めることを目的に、県が夏休み期間中に県立試験研究機関や県立大学において実施している事業である。環境科学センターでは、小学生を対象に身近な環境問題である大気

や水の汚れなどについて実験を行っている。

【に】

二酸化硫黄

→ 「硫黄酸化物」参照。

二酸化窒素

→ 「窒素酸化物」参照。

ニッケル化合物

金属ニッケル、ニッケル酸化物、ニッケル硫化物、ニッケル塩、ニッケルカルボニルなどが含まれる。金属ニッケルは銀白色の金属で、ステンレス鋼やニッケル鋼の原料やメッキなどに使用されている。目、鼻、粘膜に接触すると刺激作用がある。発がん性がある。

【は】

ばい煙

燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称である。有害物質とは、物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、ふっ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質のことである。

ばいじん

燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するすすや燃えかす等の粒子状の物質のことである。

【ひ】

微小粒子状物質（PM_{2.5} : Particulate Matter 2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μ m（100分の1mm）以下の粒子のことである。粒子が小さいことから肺の奥深くまで入り込むため、健康への影響が懸念されている。

ヒ素及びその化合物

ヒ素化合物は、無機及び有機態で自然界に存在する元素であり、食品、水、土壌及び大気中に存在する。主に食品と飲料水から摂取され、職業上の曝露以外では大気中からの摂取はわずかである。主な用途は、液晶用ガラス原料、化合物半導体・シリコン半導体材料、木材防腐剤などである。発がん性がある。

【ふ】

フォレストリーダー

森づくりへの理解を深め、県民参加の森づくりを推進するため、児童・生徒や一般県民を対象に出前講座や森林教室を行う「森の寺子屋」の指導者である。

浮遊粒子状物質（SPM：Suspended Particulate Matter）

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものの総称である。

フロン類

塩素、フッ素、炭素及び水素を含む化合物で、エアコンや冷蔵庫の冷媒、建物の断熱材、スプレーの噴射剤等として使用されている。太陽からの有害な紫外線を吸収するオゾン層を破壊するほか、温室効果ガスとしての地球温暖化への影響が問題となっている。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）

オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針並びにフロン類及びフロン類使用製品の製造業者等並びに特定製品の管理者の責務等を定めるとともに、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とした法律である。

粉じん

大気環境中に浮遊する微細な粒子状の物質の総称である。物の破碎、選別その他の機械的処理等に伴い発生、飛散する。

【へ】

ベンゼン $[\text{C}_6\text{H}_6]$

特有の芳香性を持つ無色透明の液体で、水に溶けにくく、各種溶剤と混合しよく溶ける。また、揮発性、引火性が高い。自動車用ガソリン中にわずかに含まれ、自動車排出ガスからも検出される。かつては、工業用の有機溶剤として用いられていた。目、皮膚、粘膜を刺激するほか、吸入すると麻酔作用があり、頭痛、眠気、めまい、嘔吐などを起こすことがある。発がん性もある。

【ほ】

北東アジア青少年環境活動リーダー育成事業

北東アジア地域自治体連合（NEAR）環境分科委員会の個別プロジェクトとして、北東アジア地域の青少年（中学生、高校生）を対象に、環境問題に関する意見交換や環境保全活動を通じて相互の友好と理解を促進し、グローバルな視点で地域の環境保全に取り組む人材を育成することを目的とした事業である。

北東アジア地域自治体連合（NEAR）環境分科委員会

北東アジア地域自治体連合（NEAR：The Association of North East Asia Regional Governments）は、北東アジア地域の交流・協力の促進、共同発展及び世界平和への寄与を目的に、平成8年に設立された自治体による国際組織（会員：6か国79自治体（令和3年10月現在））である。環境分科委員会は14分野ある分科委員会

の一つであり、富山県は、当初（平成 11 年）から継続して環境分科委員会のコーディネート自治体を務め、会議の開催をはじめ、海辺の漂着物調査や青少年の環境教育プログラムなどの共同プロジェクト、進捗管理等を行っている。

【ま】

マンガン及びその化合物

マンガンは銀白色のもろい金属で、主に鉄鋼用に用いられる。マンガン化合物は、乾電池、酸化剤、肥料、農薬等に使用されている。多くのマンガン化合物は融点が高く、蒸気圧が低いため、大気中では粒子態で存在すると考えられている。人の必須微量元素であるが、過剰な吸入曝露による神経系への健康影響などが認められている。

【も】

モーダルシフト

トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換することである。

モニタリングポスト

空気中の放射線量を 24 時間連続で観測する機器である。

森の寺子屋

森づくりへの理解を深め、県民参加の森づくりを推進するため、児童・生徒や一般県民を対象に出前講座や森林教室を行う事業である。

【や】

野外焼却（野焼き）

廃棄物（ごみ）を屋外で燃やす行為（地面で直接焼却、ブロック囲いやドラム缶などで焼却）のことである。平成 13 年 4 月から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則として禁止されている。

【ゆ】

有害大気汚染物質

低濃度ではあるが長期曝露によって人の健康を損なうおそれのある物質であり、平成22年10月の中央環境審議会答申（第9次答申）において、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」として248物質、その中でも有害性の程度や大気環境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考えられる物質として23の「優先取組物質」がリスト化されている。

【ら】

ライダー（L I D A R: Light Detection And Ranging）

レーザー光線を上空に発射し、上空に浮遊する粒子状物質に反射して返ってくる光を測定・解析することにより、黄砂等粒子状物質の鉛直分布等をリアルタイムで観測できる黄砂観測装置である。

【リ】

リスクコミュニケーション

化学物質による地域環境へのリスクの低減に向けて、リスクに関する正確な情報を事業者、市民、行政等の全ての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ることである。

【C】

CSR (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任)

企業は社会的な存在であり、自社の利益や経済合理性を追求するだけではなく、利害関係者（ステークホルダー）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方である。

【D】

DX (デジタルトランスフォーメーション)

情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）の浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させることである。

【E】

ESCO (Energy Service Company)

エスコと読む。ビルや工場の省エネ化に必要な、「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などの全てを包括的に提供するサービスである。ESCO事業は、省エネ効果をESCOが保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・ESCOの経費等が、全て省エネルギーによる経費削減分でまかなわれるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分は全て顧客の利益となる。

【M】

MaaS (Mobility as a Service)

マースと読む。電車やバス、飛行機など複数の交通手段を乗り継いで移動する際、予約や運賃の支払いは、各事業者に対して個別に行う必要がある。これに対して、スマートフォン等から「検索～予約～支払」を一度に行えるように利便性を大幅に高めたり、移動の効率化により都市部での交通渋滞や環境問題、地方での交通弱者対策などの問題の解決に役立てようとしたりする考え方の上に立っているサービスのことである。

【P】

ppm (Parts Per Million)

微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われる単位で、100万分の1（ 10^{-6} ）を示す。同様の単位としては%（100分の1）等がある。

PRTTR制度 (Pollutant Release and Transfer Register : 化学物質排出移動量届出制度)

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら

把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度である。

【S】

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。17のゴールと169のターゲットから構成され、環境経済社会をめぐる広範囲な課題について目標が設定されている。

【T】

TEQ (Toxicity Equivalency Quantity (又は Toxic Equivalent))

毒性等量という。ダイオキシン類には組成や構造が異なる多くの種類があり、それぞれ毒性の強さが異なるため、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンに換算して全体的な毒性の強さを表している。

【U】

UPZ (Urgent Protective action planning Zone : 緊急時防護措置を準備する区域)

原子力災害時において、国際基準等に従って確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル(OIL: Operational Intervention Level)、緊急時活動レベル(EAL: Emergency Action Level)等に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域をいう。この区域の範囲の目安は「原子力施設から概ね30km」とされている。

【1】

1,2-ジクロロエタン[C₂H₄Cl₂]

クロロホルム様の臭気がある物質で、常温常圧下では無色油状の液体である。揮発性が高く、引火性がある。主に塩化ビニルモノマー等の合成原料のほか、フィルム洗浄剤、有機溶剤、殺虫剤等に使われる。発がん性の疑いがある。

1,3-ブタジエン[C₄H₆]

常温常圧下では弱い芳香を有する無色の気体で、主に合成ゴムの原料、樹脂の原料等に使われる。発がん性がある。

1日平均値の2%除外値

1年間に測定された全ての日平均値(欠測日を除く)を、1年間での最高値を第1番目として、値の高い方から低い方に順(降順)に並べたとき、高い方(最高値)から数えて2%分の日数に1を加えた番号に該当する日平均値のことである。

1日平均値の98%値

1年間に測定された全ての日平均値(欠測日を除く)を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、低い方から数えて

98%目に該当する日平均値のことである。

【2】

2016 とやま宣言

G7 富山環境大臣会合の成果を踏まえ、今後の北東アジア地域における環境保全に向けた連携強化を図るため、平成 28 年 5 月に日中韓口の地方自治体等の専門家が参加して開催された「2016 北東アジア自治体環境専門家会合 in とやま」で採択された宣言である。

富山県環境審議会大気騒音振動専門部会委員名簿

氏 名	役 職 名
◎ 西 川 雅 高	国立研究開発法人国立環境研究所 客員研究員
○ 田 中 恵 信	富山地方気象台長
青 木 一 真	富山大学学術研究部理学系教授
成 瀬 優 知	富山大学名誉教授
長 谷 川 英 之	富山大学学術研究部工学系教授
本 江 哲 行	独立行政法人国立高等専門学校機構 理事長特別補佐
渡 辺 幸 一	富山県立大学工学部教授

◎：専門部会長

○：専門部会長職務代理者

審議経過概要

年度	月	審議会・部会等
3	1	大気汚染物質排出量調査の実施
	2～3	県政モニターアンケートの実施
	3	☆第1回環境審議会【諮問、大気騒音振動専門部会への付議】
4	9	★第1回専門部会【現状及び課題の整理、計画骨子案の審議】
	1	★第2回専門部会【計画素案の審議】
	1～2	パブリックコメント・市町村への意見照会の実施（1/17～2/6）
	3	☆第2回環境審議会【答申】



〒930-0005 富山市新桜町5-3 富山県生活環境文化部環境保全課
TEL 076(444)3145 FAX 076(444)3481

<https://www.pref.toyama.jp/1706/kensei/kenseiunei/kensei/soshiki/17/1706.html>

令和5年3月発行